

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和6年11月22日

摂津市議会

# 目 次

## 総務建設常任委員会

11月22日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
(総務部・建設部・会計室所管分) 質疑(安藤薫委員、南野直司委員)	
認定第1号所管分の審査-----	47
(市長公室・総合行政委員会事務局・消防本部所管分) 補足説明(市長公室長、総合行政委員会事務局長、消防長) 質疑(塚本崇委員)	
散会の宣告-----	65

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年11月22日（金）午前9時59分 開会  
午後5時 7分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博            副委員長 南野直司            委員 藤浦雅彦  
委員 安藤 薫            委員 三好義治            委員 塚本 崇

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 山本和憲  
市長公室長 平井貴志    総務部長 石原幸一郎  
建設部長・道路交通課長事務取扱 永田 享    消防長 松田俊也  
総合行政委員会事務局長 溝口哲也    総務部理事 丹羽和人  
消防本部次長兼消防署長 幸田英基  
建設部次長 松倉昌明    会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏  
市長公室副理事兼秘書課長 川西浩司  
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀  
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子  
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志  
建設部副理事兼建築課長 江草敏浩  
建設部副理事兼道路管理課長 寺田満夫  
消防本部副理事兼警備課参事 林 州次  
広報課長 辻 亮輔    政策推進課長 有場 隆    人事課長 松本泰洋  
人権女性政策課長 末永美由紀    総務課長 真鍋伸也  
資産活用課長 浅田明典    情報政策課長 大西健一  
市民税課長 石坂直樹    納税課長 藤原英昭    工事検査室長 宮城陽一  
都市計画課長 藤井芳明    水みどり課長 杉山 剛  
総合行政委員会事務局次長 下郡光礼    消防総務課長 大藪 忠  
予防課長 大坪孝志    警備企画課長 角田哲志  
救急救命課長 小田原利博    警防第1課長 樋口大輔

警防第2課長 小西智文 政策推進課参事 寺田莊史  
政策推進課参事 垣本和宏

1. 出席した議会議務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会署名委員は藤浦委員を指名いたします。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

令和5年度の一般会計決算、15点ほど質問を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

先日の議論でもありましたように、令和5年度は、コロナが2類から5類相当へと移って、それまでのコロナ対応として、国からのいろいろな交付金もありました。それからワクチン接種であったり、医療の体制、医療搬送の問題、たくさん問題があった中で5類に変わってから国民の生活の動きも変容してきた中での1年間だと思っています。

国民生活は賃上げを求める声も上がる中、一部の大企業で賃上げ等が進んでいく一方で、物価高は非常に深刻になっています。物価高に対応するような交付金が年度中に交付される中で、どのようにお金が使われてきたのかが非常に問われる決算ではないかと思っています。

先日の本会議で新市長が所信表明を述べられました。こうした先行き不透明な中でもウェルビーイングをまちづくりの柱に据えとおっしゃいました。令和7年度の予算に向けて今回の決算審査の議論が、ウェルビーイングを向上させる取組に寄与できるような議論ができたかと期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

一つ目は財政課にお聞きします。

1番として、昨日も議論がありましたが、主要基金の運用状況について改めてお聞かせください。

主要基金残高、令和4年度末では139億3,000万円ほどから運用が行われ、令和5年度末には124億9,800万円ほどになって、三つの主要基金で合計14億3,200万円ほどが減少いたしました。財政調整基金で約16億4,500万円を積み立てしたものの、減債基金も廃止して16億3,700万円ほど取り崩したという結果がこの約14億円の減少となったわけですが、この年度中の基金の運用状況、動きを御説明ください。

財政課に対する二つ目の質問は、土地開発基金についてです。

決算書にありますように、土地開発基金については、令和5年度は増減なく約11億821万9,000円であります。監査の審査意見書56ページにございます定額資金に係る運用状況の説明の欄外に、千里丘駅西地区駅前再開発事業として14億8,625万3,000円が運用されていると記されております。この内容についてお聞かせください。

そして、3点目です。

こちらはさきにも述べましたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、決算書でいきますと40ページです。それから、42ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8億2,970万5,978円が交付されています。

低所得世帯と子育て世帯に対する給付金、物価高騰対策の推奨事業として全世界帯に割引券を2回にわたって交付された、そのための原資とされたと認識しています。

改めてこの二つの交付金の交付内容、それからそれぞれの運用状況や効果など、お聞かせください。

続いて、税3課に対して1点お聞きします。トータルでいくと4番目になります。

決算書28ページにあります、市民税、固定資産税の動向についてです。とりわけ市民税にこだわってお聞きします。共通認識になっていると思いますが、大阪府の市町村ランキング等で見ても、摂津市の市民一人当たりの市税収入は、法人市民税が府内トップクラスと、個人市民税が北摂7市の中では最下位ではありますが、府内では11番目に位置しています。これは平成22年度の決算からランキングを見ておりますが、固定資産税も府内トップクラスであります。こうした豊かな市税収入を持っている摂津市ではありますが、改めて個人、法人ともに今回の決算、予算と比べれば、先日の議論もありましたように、ほぼ1%ないし2%の範囲の中で増額となっています。こうした市税収入の動向についてどのように見ておられるのか、最初にお聞きします。

続いて、資産活用課にお聞きします。5番目になります。決算書37ページ、決算概要128ページ、市営住宅についてです。

最初に、2件をお聞きしたいのですが、市営住宅の使用料については、前年と比べて1.2%増、つまり微増という状況だったかと思えます。

一方で、市営住宅の管理料について、指定管理料を含めて管理全般にわたる合計で見ますと、前年と比べて18.4%削減しております。使用料のこの微増と管理料の約18%減、かなり大きく費用負担が減っておりますけれども、その辺の要因について、どういったものがあつたのか、お聞か

せください。

それと、もう一点は、市営住宅を4団地210戸管理されていると思います。空き家の入居募集の状況について、令和3年度以降の募集戸数、応募戸数、倍率を教えてください。

続いて6番目、資産活用課の二つ目です。財産に関する調書、普通財産の土地についてお聞きします。

決算書232ページに市有地の管理状況が報告されておりますが、とりわけその中にあります普通財産の土地4万713.45平方メートルについてです。令和5年度は増減がございませんが、甲子園球場がすっぽり入るだけの普通財産の土地があります。その保有状況、何か所ほどあるのかをお聞きします。それともう一つ、行政財産、普通財産と分かれていますけれども、普通財産の定義、つまり普通財産とはそもそも何かを教えてください。

次に、通算7番目で、防災危機管理課にお聞きします。

決算概要136ページにあります令和6年能登半島地震支援事業についてです。

記憶に新しいものですが、今年のお正月に大きな地震が能登半島で起きました。その後、豪雨災害が令和6年度にあって、能登半島では非常に災害が相次いでいる状況、しかも復興についてはなかなか進んでいないという厳しい現実があります。そうした厳しい状況の中で、摂津市からも現地の支援のため派遣されました。現地の様子、現地の復興や救済の支援を行って来ていただいた職員がいらっしゃることに改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

同時に、本当に厳しい中での活動はそのまま摂津市にも生かされることだと思います。この能登半島地震に対する支援に行

かれた方々からのフィードバック、それから、摂津市での防災など、もしくは避難所運営等にどのように生かしていかれるのか。令和6年度にも関わっていますけども、どのようなフィードバックが行われているのか、または共有されているのか、お聞きします。

防災危機管理課の二つ目、通算で8番になります。

昨日も議論がありました、避難所の在り方についてであります。

避難所のあり方等調査研究業務委託料80万6,279円、市民用避難所運営マニュアル作成業務委託料488万4,000円でございます。

一つはこの委託先はどういったところにされて、この調査研究業務についての報告といたしますか、どんな内容だったのか、教えてください。

もう一点は、マニュアルの業務委託料についてです。執行率が74.1%で、少し低いと思いますが、その辺の要因についてお聞かせください。

併せてこの避難所運営マニュアルの素案をつくられたと説明いただいているわけですが、その素案の説明会を開いたり、避難所開設、運営の訓練を経て案になって、そのマニュアルが完成したということでもあります。こういったところに委託先がどう関与されておられたのか、それも教えてください。

次は、同じく防災危機管理課、三つ目ですが、9番になります。

決算概要134ページ、防災対策事業の中に含まれることだと思いますが、安威川ダムが令和5年9月に供用開始されました。総務建設常任委員会でも湛水が始まる前、つまりまだ水がためられる前に視察さ

せていただいて、安威川ダムの状況なども見に行かせていただきました。その後、試験湛水が行われているさなか、5月だったと思いますが、NHKで雨によって安威川ダム緊急放流という報道が早朝にされました。一部の市民の方からこちらはあまり降っていないのにどうということやろうという心配の声をたくさんいただきました。一般質問でも取り上げさせていただいたわけであります。安威川ダムの本格運用が始まった後、試験湛水中とはいえ非常時の洪水吐きから自然放流されるという情報が地元の沿線の住民にはあまり知らされていなかったわけです。試験湛水中だったことが理由だったかもしれませんが、本格運用されたときに、もしそういった一大事が起きた場合はどのように沿線の自治体や住民の皆さんにお知らせが行くのか議論されてきたかと思いますので、その辺を教えてください。

次は道路交通課、10番目になります。

公共交通確保維持事業、決算概要116ページ、これも何度も議論をされておられます。地域公共交通計画策定委託料が501万6,000円となっています。一般質問でも取り上げてきて、住民、事業者、行政、国など一堂に会して、これからの摂津市の公共交通をどうしていくのか議論を行って、令和6年度末には計画をつくられていくことで理解しております。

そうした協議が行われている中で、現状の路線バス、それから摂津市が運用しているセッピー号、それから循環バス運行が同時に行われています。それぞれ予算執行をされているわけですが、セッピー号と循環バスの運用状況をお聞かせください。

併せてこの協議会が始まっている中で、路線バスでは運賃の値上げであったり、そ

れから、路線の減便等も行われております。

路線バスを維持しながら公共交通の向上を図っていこうと、どこへ行くにも便利な公共交通をつくっていこうと議論されているさなかに、事業者の事情はあるとはいえ、値上げをされてきていることについて、協議会への報告ですとか、説明があったかと思しますので、その点についてお聞かせください。

次に、11番目、交通安全啓発事業であります。

運転免許証を自主返納された方に対してジャンパーのほかに努力義務化されました自転車用ヘルメットを支給するというものであります。職員が業務中に着用するヘルメットも配備されたということでもあります。改めて支給の数、それから、希望者全員にしっかり行き渡っているのか、その点をお聞かせください。

それから、12番になります。

交通安全対策工事の中で、青色矢羽根型路面標示の工事についてお聞きします。

これは2年ほど前ぐらいから始まって、主に鳥飼地域の道路を最初に、自転車が安全に通行できる空間を確保しようということで設置が始まっています。これまでこの青色矢羽根型路面標示について効果はお聞きしてきましたけども、具体的に、摂津市の路面標示がされた場所での効果測定等の調査等が行われているのかどうか、そこをお聞きします。

次に、道路管理課に質問します。13番目になります。

道路の穴ぼこであるとか、ひび割れであるとか、それから、道路敷の雑草とかについていろいろな破損箇所は無数にあるかと思えます。この間は巡回パトロールもされつつ、L o G o フォームを活用して市民

の皆さんから情報提供を得ているということでありました。

令和5年度については道路管理課のホームページでもL o G o フォームによる市民からの情報と、それにどう対応したのかを一覧表にしてきちっと示していただいております。それを見ますと、令和5年度は79件だったと思うんですけども、情報提供をいただいております。この対応状況について、せっかく市民の皆さんがスマホで写真を撮って、情報を提供していただいたものです。直接その方にはお返事はされないということではありますが、どういふふうに対応したのか、ホームページにも一定書いてまとめてはおりますけど、その辺の状況について特徴的なものを教えてください。

次、14番目、建築課にお聞きします。

決算概要122ページ、事業報告書では243ページにも記されていますが、震災対策推進事業についてです。

こちら議論が繰り返して行われておりますけれども、民間木造住宅の耐震化の問題です。

推定で大体80%云々というお話があったかと思えます。文化住宅であったり、昭和56年6月以前の住宅について残されているところが多々あるかと思えます。能登半島地震が起きた年でもありますので、一定の申込みも期待されたものの、残念ながら増えなかったというお話も先日、藤浦委員への御答弁で御説明いただいております。耐震診断についてはとりわけ執行率23.1%、9件ということで大変低い状況にあります。診断件数もこの数年を見ると減ってきています。令和元年度16件、令和2年度10件、令和3年度10件、令和4年度14件、令和5年度9件と

減ってきておりますが、その要因についてどう考えておられるのか。

併せて耐震改修工事、診断を行ったおうちで工事をする、それに対する補助金制度としてありますが、こちらも令和元年度から比べますと、令和元年度6件、令和2年度3件、令和3年度1件、令和4年度1件、令和5年度は2件と除却等もありますが、その除却も減っている傾向にあります。数少ない診断で、しかも診断した数よりも工事のほうがさらに少ない状況がずっと継続的に続いております。こちらについても要因をしっかりと把握した上で手を打つ必要があるかと思いますが、その要因についてのお考えをお聞かせください。

最後に15番目、水みどり課、公園維持管理事業についてお聞かせください。

これも繰り返し何度もこの場でも質問してまいりましたが、都市公園ちびっこ広場の維持管理が令和5年度の決算概要を見ますと49自治会、5団体とあります。令和4年度の決算概要から比べると、二つの自治体が減りました。令和3年度と比べると五つの自治体が管理から撤退をされていると読み取れます。こうした自治会が管理されている公園が減ってきている中で、その穴埋めはどうされているのか、お聞きします。

それと併せて、こちらの公園についてもLOGOフォームを活用して市民の皆さんからたくさんの情報をいただいております。これについて、LOGOフォームへの対応と課題をお聞かせください。

1回目は以上です。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に対します御質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、主要基金の運用状

況でございました。

先ほど委員からも令和4年度末の残高と令和5年度末の残高とお話ございました。

令和5年度当初予算編成時には、主要基金の合計で約29億7,500万円の繰入金を計上しておりました。その中で、令和5年度途中で補正予算もございましたので、予算編成時には財源調整で財政調整基金の繰入金を減額、あるいは増額を行いました。

減債基金に関しましては、令和5年度で廃止いたしましたので、その分の約16億円を繰り入れ、最終決算では繰入金の額が約30億7,700万円となりました。

一方、積立金でございますけれども、先ほど減債基金の廃止に伴う繰入れがありますとお話をさせていただきました。これを財政調整基金へ積替えをいたしまして、あと基金の利子などを合わせまして、決算額といたしましては約16億4,500万円を積立していたしております。

その結果、先ほど委員からもありましたとおり、令和5年度末の現在高が約124億9,800万円となっており、令和4年度、令和5年度の年度間としては約14億3,200万円減少となっております。

質問番号2番の土地開発基金の千里丘駅西地区駅前再開発事業として14億8,625万3,000円が運用されていると監査の審査意見書に書いてあることの内容についての御質問でございました。

これは令和4年度で千里丘駅西地区の再開発事業に関わるところで、この事業に関しては、再開発によって土地、建物の権利を新しく再開発されるビルの床に変換として置き換えるもので、変換を希望しなかったり、あるいは転出を希望される方の

場合には、その土地、建物の補償金を出すことになっております。令和4年度につきましては、その補償金を一旦市で保有することになりまして、事業が完成すれば、特定建築者に売却となります。特定建築者から市に支払われることから、市が払うものと市に払われるもので年度間に差が出てくることもございまして、一般会計からの支払いではなくて土地開発基金を扱っての支出がありました。

その分に関して運用をしている状況を監査の審査意見書では表しております。

質問番号3番、地方創生臨時交付金についての交付金の内容とか、運用状況、効果の御質問でございました。

委員がおっしゃられましたように、令和5年度につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が国から交付されております。

内容としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といった内容でございました。このことから、物価高騰対策として低所得世帯支援分と、そのほかに家計等に対する支援事業のメニューを行うことになったものでございます。

そちらは、先ほどお話がありましたけれども、物価高騰対策割引券交付事業を実施しております。広く市民への家計支援になることと、市民が利用することで市内の事業者への支援につながることから、こちらの事業を実施いたしました。

次に、物価高騰対策としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金もございました。

こちらにつきましては、同様に先ほど申し上げました物価高騰対策の追加で国から交付されたという状況がございました。

内容といたしましては、低所得世帯支援

の部分と、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者について引き続き支援を行うものでございました。実施しました事業といたしましては低所得世帯支援分の給付金と、また、これも同じメニューにはなるんですけれども、物価高騰対策割引券交付事業、そのほか医療施設等支援事業、介護サービス事業所等支援事業、民間保育所等支援事業、障害福祉サービス事業所支援事業、障害児福祉サービス事業所支援事業などを行うことで補正予算を組んで計上いたしましたところでございます。

また、効果ということもございました。それぞれ事業実施は担当課でございすけれども、家計の支援には役立っていたのではないかと、事業所支援としては一部ではあるかも分かりませんが、市としては支援ができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 4番目の質問、市税収入の分析について、個人市民税及び法人市民税の税収の伸びについて御説明いたします。

個人市民税につきましては前年度の決算収入額に比べまして0.9%、法人市民税につきましては同じく1.2%の増収となりました。

まず、個人市民税は、景気の緩やかな回復、雇用情勢改善の動きに伴う納税義務者数の増加が増収の要因と考えております。

また、法人市民税につきましても企業活動の緩やかな改善基調が反映され、結果的に個人市民税、法人市民税とも増収となったものと見ております。

以上でございます。

○野口博委員長 中尾副理事。

○中尾総務部副理事 固定資産税に対し

ます令和5年度の動向でお答えさせていただきます。

令和5年度の固定資産の動向といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で弱含んでいたが景気は緩やかに回復する中、地域や用途に差はあるものの、住宅地や商業地ともに上昇に転じるなど、物価の回復傾向が進んだ年でございます。

固定資産税や都市計画税については、土地は評価替えの3年度に当たりますので、評価は据置き、もしくは地価の下落修正を行いましたことにより前年に比べて減収となりました。

一方で、家屋や償却資産に関しましては、新築住宅の評価が滅失家屋を上回り、また償却資産においては、新規設備投資などの増加により増収があり、トータルで純固定資産税としましては2%の上昇、対前年比として1億1,659万3,600円の増収でございました。

以上です。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号5番、市営住宅についてお答えいたします。

市営住宅使用料、微増の要因でございます。こちらは収納率が若干向上したものでございます。対して市営住宅管理事業の総額が減少している理由ですけれども、令和4年度、市営住宅長寿命化計画改定業務委託料として530万円ほど支出がございました。この計画ですけれども、令和4年度に策定いたしまして、令和5年度はこの業務がなかったことから減少となったものでございます。

もう一点、市営住宅の応募状況についてでございます。

令和5年度、三島団地につきましては募集数が1に対して応募数が25、倍率が2

5倍、一津屋第1団地につきましては募集数1に対して応募数が25、こちらも倍率が25倍、一津屋第2団地につきましては募集数が1に対して応募数が12、倍率が12倍となっております。

令和4年度、三島団地につきましては募集数が1に対して応募数が21、倍率が21倍、一津屋第1団地については募集数1に対して応募数が3、倍率が3倍、一津屋第2団地につきましては募集数2に対して応募数が9、倍率が4.5倍となっております。

最後、令和3年度、三島団地では募集数1に対して応募数が28、倍率が28倍、一津屋第1団地については募集数1に対して応募数が14、倍率が14倍、一津屋第2団地につきましては募集数が2に対して応募数が14、倍率が7倍となっております。

続きまして、質問番号6番、普通財産についてでございます。

普通財産は何か所かというお問い合わせについて、全部で30か所ほどございます。

そのうち、民間保育所等に貸し付けているものもございまして、更地としてあるものにつきましては10か所ほどとなっております。

もう一つ、普通財産の定義でございます。

こちらにつきましては行政財産以外の市有地でございます。行政目的がないということでございますので、売却が可能な土地でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番、令和6年能登半島地震支援事業に関する御質問に御答弁申し上げます。

職員派遣の経験を今後どのように活用

していくのかとのお話でございました。

能登半島地震支援事業から、人件費を負担した業務といたしましては、輪島市における被災建築物の応急危険度判定と輪島市内の小・中学校におけます避難所運営の支援がございました。このほかこの予算、能登半島地震支援事業以外から人件費を負担している業務もございまして、例えば緊急消防援助隊の後方支援、それから穴水町での応急給水活動、それから能登町での応急復旧活動として漏水調査業務を行っております。

さらには、令和6年度の派遣にはなりませんけれども、輪島市役所におけます罹災証明書の発行業務の支援にも職員を派遣いたしております。

これらの業務につきましては、当然ながら本市で地震が起こった際にも必ず必要になってくる業務ばかりでございます。被災地で実際に業務を経験したことがかなり貴重なもので、こんな言い方をしているか分かりませんが、訓練の場になっていることは間違いのないと思っております。

また、実際の避難所の状況、職員が見て経験して帰ってきたことにより、今後作成いたします避難所運営マニュアルにも生かしていけたらと考えているところでございます。

続きまして、質問番号8番、避難所のあり方等調査研究業務委託料、それから、市民用避難所運営マニュアル作成業務委託料の御質問に対してお答えいたします。

委託先でございますけれども、大阪大学になります。

それから、委託先の関与に係りましては、まず検討会を2回にわたって開催させていただきました。

それから、特にトイレ、シャワーブース

の使用に関する検討をっております。

避難所ワークショップの実施とで、実際に避難行動要支援者であります知的障害者、知的障害児、その保護者、視覚障害者、肢体不自由者等々にお越しいただきまして、実際、避難所での困り事の共有でございますとか、避難所での必要な機能、スペースの問題、レイアウトの問題、運営する上での留意点等々、ワークショップを行っていただいております。

それから、マニュアルの作成業務委託料の執行率が低いのではないかとのお話でございました。こちらは入札差金でございまして、予算の段階では見積りをしましたけれども、事業者の落札金額との乖離があったということで執行率はこのようになっております。

また、避難所運営マニュアルの作成業務委託料の委託先の関与といたしましては、国及び大阪府の避難所運営に関する指針、ガイドライン等を踏まえた資料の作成でありますとか、他自治体の避難所運営マニュアルの情報収集、そして、ワークショップに参画していただく等々の関与をいただきました。

続きまして、質問番号9番、安威川ダムのお話でございます。

まず、安威川ダムがその貯水量をコントロールするためにダム下流へ放水する仕組みについてお話をさせていただく必要があるかと思っております。流出ルートが2系統ございまして、一つは常用洪水吐きと申します。ダムの高さから言うと、中ほどにございまして、ダムの治水計画の範囲内の洪水や出水があった場合、貯水池の水を安全に下流へ流す施設でございます。

もう一つは、非常用洪水吐きといいまして、貯水池の数値や水位がダムの高さを超

えないように、ダム治水計画を超える降雨があった場合でも貯水池の水を下流に流すことができる施設でございます。

イメージといたしましては、家庭の洗面台で、それ以上水があふれないように水受けの上に設けられている排水の穴だと思っただけであればいいのかと思います。

お問い合わせの令和5年5月8日の安威川ダムの状況につきましては、御存じのように堤体や貯水池の健全性を確保するために、通常時に放流する常用洪水吐きをあえて閉鎖して、ダムの最高水位まで貯水して、言わば試験を行っている状況でございます。そのような状況でありましたので、当然ながらに少しの雨であってもダムの最高水位を超えることとなります。今回については、先ほど申し上げました非常用洪水吐きを越流してそのまま雨水が下流に流れたものでございまして、流れる水量を人為的に増やしたものではありません。したがって、市として緊急対応が必要な状況では全くなかったことを申し添えておきます。

住民への周知につきましては、ダムの貯水率や放流に関する情報につきましては、大阪府から下流の自治体への防災行政無線一斉指令システムがございまして、それを通じて受令しております。また、大阪府ではホームページや報道機関への情報提供なども行っておられます。

万が一、ダムの緊急放流によりまして河川の水位の急激な上昇が危惧される場合につきましては、迅速に基準点の水位を確認して、警戒レベル3であります避難判断水位に達することが予想された段階で避難所の開設を行い、市民の皆様に対しまして情報提供を行うとともに避難誘導を行ってまいることになっております。

以上です。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 10番目の道路交通に関わる公共交通の質問にお答えさせていただきます。

まず、セッピー号と循環バスの運用状況についてでございます。セッピー号につきましては鳥飼地域を中心に無料で走らせていただいているバス、既存のバスを補完するバスとなっております。これまでに運行ルート及び台数の増台などを含めていろいろ改善を行ってきました。

運用状況でございますが、利用者数で述べさせていただきますと、令和5年度から遡って5年間を見ますと、令和元年度の時点が約2万2,000人ございました。その後、令和2年度、令和3年度あたりになりますとコロナの影響で利用者数は落ち込み、2万人を切るような状況となりました。その後、令和4年度から回復基調となっております。令和4年度では約2万7,000人、令和5年度におきましても約2万7,600名と回復基調となっております。

循環バスにつきましては、市内の近鉄バスの営業路線でありまして、市が補助金を出しているバスですが、これまで十三高槻線ができたことで正雀駅前に乗り入れたりと、ルートの改善なども図ってきて、利用者数の増加を目指して改善はしてきました。しかしながら、令和元年4月から運転士不足と労働基準法の関係で、便数に若干影響が出ました。市民の利便性が減ったかも分かりませんが、利用者数で述べますと、令和5年度から令和元年度まで遡っての5年間の推移を見ますと、令和元年度が約1万6,600名、令和2年度、令和3年度はコロナの関係で下がりまして、令

和2年度でいきますと約1万3,000名、令和3年度でいきますと約1万2,600名、それ以降は回復基調となっていて、令和5年度におきましては、コロナ前の数字まで戻ってきておまして約1万7,000人の利用者が利用していただいている状況でございます。

続きまして、同じく10番の路線バス減便、賃上げについて協議会でどう議論されているかという内容だったかと思えます。さきの一般質問でも御答弁させていただいたのですが、まず、減便につきましては、近鉄バスがダイヤ改正を令和5年度に一度行いました。令和6年度におきましても近鉄バスが一度行っております。

運賃改定につきましては、令和5年度、阪急バス、近鉄バス、それぞれ運賃が220円から230円、それと今年度に入りまして、令和6年10月に同じく阪急バス、近鉄バスとも運賃が230円から250円と上昇しております。

ただ、こういった減便とか、運賃の値上げにつきましては、深刻化する運転士不足による待遇改善や燃料をはじめとした全般的な物価高騰など、事業運営に要するコストの増加に対応することが主な目的であるとバス事業者からは報告を受けています。

バス業者としましても、利便性を極力減少させないために、利用者の少ない路線及び時間帯を考慮して実施しているとのことでございます。

なかなか減便や運賃を直接食い止めることはできませんので、協議会としての議論としましては、この路線バスなどの公共交通の利用促進に効果的な施策を実施することで、この現状を改善することを目指して議論を進めている状況でございます。

次に、11番目のヘルメット支給の数、希望者への行き渡りの御質問に答弁させていただきます。

令和5年4月1日の改正道路交通法の施行によって自転車利用者全ての方に自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことを受けまして、本市では65歳以上市内在住の運転免許証自主返納者に限りまして、自転車用ヘルメットを限定100個配布させていただきました。

行き渡りにつきましては100個限定となりますので、4月から始まり9月11日には100個全ての配布が終了したという内容でございます。

配布終了後の問合せにつきましては、申し訳ないのですが、自身で購入していただくようにとお伝えさせていただいております。

それから、青色矢羽根の効果測定の件でございます。まず青色矢羽根型路面標示は摂津市の自転車活用推進計画に基づいて令和2年度から令和11年度までの10年間で約23.6キロメートルの表示を整備していくものでございます。

事業の初年度からおおむね3年以内で短期、その完了後からおおむね2年以内で中期、さらにその完了後からおおむね5年以内で長期として、区間と路線の整備をしていく計画でございます。

令和5年度は鳥飼地域の鳥飼本町50号線など約1.2キロメートルの矢羽根型路面標示を設置いたしました。これによって短期は終了しましたので、計画どおりでございます。この後は中期の計画に移っていく予定でございます。

効果測定につきましては令和4年度になりますが、職員によって自転車通行の調査をしました結果、整備前と比較しまして

走行する自転車や車道を逆走する自転車の割合は低下していることが調査の中では分かったということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号13番の道路管理課に関わりますL o G oフォームを活用した情報提供システムに関するお問い合わせに対して答弁させていただきます。

令和5年度の取組状況で、ホームページで計上させていただいております情報提供件数が102件、そのうち当課で受付をさせていただいておりますのは、86件でございます。

その主な内訳といたしまして、道路の破損が43件、ガードレール等の道路施設の破損が22件、カーブミラー等の交通安全施設の破損が10件などとなっております。

以上でございます。

○野口博委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 14番目、震災対策推進事業についてのお問い合わせにお答えさせていただきます。

耐震診断及び耐震改修の実施件数の減に係る要因についてお答えさせていただきます。

まず、耐震診断でございますけど、藤浦委員の御質問にお答えさせていただいたように、現在、令和5年12月推計ではございますけど88.6%の耐震化率となっております。

この耐震化率の上昇の主な要因といたしましては、建物が解体されるところが大きな要因となっております。令和5年度につきましても300件以上の解体が実施されており、対象件数自体が減ってきておることが要因ではないかと

考えております。

そう言いましても、まだ耐震診断と改修が必要な住居もございますので、年1回ではありますが、NPO法人の御協力を得た中で個別の相談会を実施しております。

令和5年度につきましては、その個別の相談会に6組の御参加をいただきまして、そのうち3件については耐震診断を実施していただいた状況でございます。

次に、耐震改修についての実施件数が少ない要因につきましては、この中で耐震診断をされた方について、ヒアリング等実施したりしております。その中では費用がかかってくるということと、住まわれている方が高齢ということと、建物自体が古くなってきている状況で、改修の方法として建物の耐震補強を行うか、また、建て替えを行うかの選択でいろいろ悩まれている状況かと思っております。

傾向ですけど、近年については改修をされるより建て替えによる除却が多少増えてきている状況です。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 15番目のちびっこ広場の管理に関します御質問にお答えいたします。

令和5年度は自治会など54団体でちびっこ広場の管理を行っていただいております。自治会の解散ですとか、高齢化や管理の負担が大きいという理由で管理から外れるケースがありまして、減少傾向にありますし、今後も減少していくのではなかろうかと考えております。

自治会などで管理いただけなくなったちびっこ広場に関しましては市で管理することとなります。毎年、公園等日常管理業務を委託しておりますので、その中で対

応してまいります。

次に、L o G o フォームの対応についてでございます。L o G o フォームで情報をいただきましたら速やかに現場を確認し、修繕等の対応を行っております。

令和5年度は31件を対応しております。内容について個別に集計はしていませんが、トイレ、遊具などの破損や樹木の剪定、草刈りなどの対応を実施しております。

また、他課や大阪府茨木土木事務所に関するものは申し送りを行っております。

いただいた情報の中でどうしても場所を特定できないというケースもありますけども、その際には公園全体を点検しまして異常の有無を確認し、対応を行っております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 2回目の質問をさせていただきます。

最初に、財政課から主要基金の運用状況について御説明いただきました。当初予算組みの際に歳入不足を補うため、財政調整基金から20億円以上を繰り入れる中で、様々な事業が発生したときには繰入れをしたり、もしくは決算での不用額等が出れば戻したりすることを繰り返されながら、全体主要基金の14億円ほどを削減したのが令和5年度だと思えます。

大型の開発等も同時並行で進められておりますし、市民生活の実態から見ると緩やかな景気の回復であったり、雇用状況がよくなる、先ほども納税義務者が若干増えたということでありました。一方で、物価高がかなり深刻で、令和5年度の総務省の発表によりますと、消費者物価指数2000年度基準で、前年度比3.2%アップしていきまして、そういう意味では32年ぶり

の高水準ということなども報じられているわけです。市民生活にも様々な関わりが出てきますので、財源不足の部分について財政調整基金等で調整をしながら、しかし、無駄遣いもしないように財布のひもを締めたり緩めたりという役割を果たしていると理解いたしました。

新型コロナが国際的にも広がっている中で、財政調整基金が増えたことについて、国からの交付金の範囲の中で、本当に市民生活に行き渡るような支援ができたのかという点で財政調整基金をもう少し積極的に活用すべきではなかったかということは令和4年度の決算時にも申し上げたところでありまして、令和5年度については交付金も前年度より大分減っており、減少傾向にあることは理解できました。

同時に、大型開発等の準備として、土地開発基金があるということです。とりわけ千里丘駅西口の再開発の中身まで聞くと所管外になってきますのであまり詳しくは触れませんが、移転補償等、多額の費用がかかるもので基金に積んでおいて、そこから出すことで、西口再開発の特別会計を組んでいるような理解をしているわけです。基金の約14億円については令和4年度に積立てをして、もう少し前か、25億円ほど積み立てられてきたものから14億円を一旦出したと。ただ、工事終了後は特定建築者から摂津市へ約14億円については戻ってくると理解しております。

千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業などの様々な大型開発が行われる中で、土地開発基金でしっかりお金を確保しておられるとのことでもあります。主要基金は減っていますけれども、大型開発のために主要基金を取り崩して

いくことになったのは、それほど心配しなくてもいいのかと思ったりします。中期財政見通し等を見ると、令和10年度ぐらいになると基金が枯渇することにもなっています。大型開発での土地開発基金と主要基金残高が減っていく状況を見たときに、土地開発基金の今後の見通し等、どのような運用がされていくのか、お聞かせください。

それから、コロナの地方創生臨時交付金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については所管が政策推進課で、ここでは担当課がないので聞けないのですが、低所得者への7万円だったり、10万円、それから子育て世帯に対する一人当たり5万円については国で政策的に決定したものでありますので、選択の余地はないのかと思っています。同時に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、2回にわたって行われた割引券交付事業について、買物をするとその50%までの範囲で割引が適用できるというものを全戸に配布をされました。民生常任委員会の議論を見てみますと、利用率が9割ぐらいでかなり利用されているのではないかと感じているところです。

同時に、様々な自治体の状況を見ると、例えば高い水道料金の引下げに活用するとか、給食費等の値下げ、無償化、摂津市も一部物価高騰分については支援をしておられますけれども、コロナ蔓延時の支援を継続している自治体も多々あるかと思っています。

国もこの臨時交付金の活用方法として、推奨事業のメニューを掲げておられるんですけども、そういったメニューの中で、割引券については、効果があったということではあると思います。ここに至る経過を

どのように議論されているのか、市民生活の実態を見る中でこれが一番いいんだと、様々な部署から、様々な提案があった中で決まってきたのか、どういった経過でこの選択肢にたどり着いたのか、非常に重要な議論だと思います。その点、分かる範囲で、もしくは答えられる範囲でお答えいただけたらと思います。

次に、税でございます。

御説明いただいたように、緩やかな景気の回復であったり、雇用状況が改善されてきたり、納税義務者も増えてきているとのこと。固定資産税で言えば、開発によってマンションも建ち、それから、民間企業でも設備投資等、償却資産も増えてきたということでの背景があるとの御説明をいただきました。

同時に、重要なこととして市民生活にどうだったのか見たいと思いますが、先ほども少し御紹介したように、2022年の消費者物価指数は前年比2.5%アップです。総合の指数ですけど、2023年は3.2%のアップです。令和6年度はまだ途中ですけど、先日報道された資料を見ますと、今年9月は前年同月比で2.5%上昇となっており、実質賃金の上昇であるとか、それから納税義務者が増えているということであるので税収も上がっております。税収の伸びと比べても消費者物価指数の値上がりのほうがうんと高いです。特に、食料品の値上げは生活に打撃を与えるものです。総合の指数は3.2%だったんですが、令和5年度を見ますと食料品に関して言えば8.1%の物価高でした。今年も物価高によって食料品、加工品の料金が上がっているため、お買物をするための費用がどんどん上がっている状況があります。

その中で、前年の収入によって、担税力

に応じて課税をするということでありませうけれども、払いたくても払えないような方々が出てくると思いますし、前年と比べて収入がぐっと落ち込んでしまう市民の方もいらっしゃるかと思います。

そこで、二つお聞きします。

一つは、所得減少による市民税の減免制度について、令和3年度から創設されているかと思いますが、この減免の適用数等をお聞かせください。

もう一点は、払いたくても払えない方がたくさんいると思います。中には払える条件を持ちながらも悪質で納税意識の低い方がいるとも言われているわけです。本当に払いたくても払えない状況で納期限に間に合わない方が依然として多いのではないかと思います。その状況と、滞納の処分の状況について、推移をお聞かせください。

次、5番目の市営住宅についてです。

使用料と管理料の増減については理解いたしました。ありがとうございます。

応募数と募集の倍率を見ますと非常に高いです。もちろん募集の戸数が1戸単位ですが、それでも二十数倍の競争率となっており、倍率が非常に高い状況が続いているわけです。

市営住宅の長寿命化計画改訂版が令和4年度末につくられております。ここにもあるように、住まいは人権ということで、住まいをどうやって確保していくのか、とりわけ公営住宅、もしくは低廉で良質な民間住宅の確保が重要だということは共通の認識だと思います。この計画の中にもあるように、この計画は10年間の長寿命化計画となっております。この長寿命化計画の中において、供給が追いつかない状況が続くと、達成できないと書かれています。

現に摂津市の市営住宅を見ても、二十数倍の状況が続いています。低廉で良質な住宅に住みたいという方が応募しても、競争率が二十数倍という状況があります。ここは改善していかないと長寿命化計画が求めている理念の達成には追いつかないのではないかと思います。民間の低廉で良質な住宅と併せて公営住宅の不足についての認識をお聞かせください。

六つ目、普通財産でございます。

第2回定例会でも三宅小学校跡地の問題、それから味舌小学校跡地の問題、藤浦議員、弘議員がそれぞれ前市長の見解を問うております。

御説明いただいたように、普通財産は行政財産以外の土地であって、目的のない土地として売却のできる土地という位置づけでございます。10か所ほどあるということですが、前市長の答弁では、10か所ぐらいある普通財産の中で、三宅小学校跡地、味舌小学校跡地は特別だと、ほかの普通財産と違うという趣旨の発言をされました。それは何でかということ、どちらの小学校跡地も住民の財産であり、住民の皆さんから跡地活用について市民の利益に移行するような使い方をやってほしいという意見がたくさん出ていること、併せて前市長自らも売却を視野に入れた跡地という考えから、熊本地震が起きた後、摂津市内で仮設住宅をつくる場所はあるのか、地震の際に住民が逃げる場所があるのかを考えたときに、この二つの小学校跡地が非常に重要な土地だと思いついた。その結果、売却することについては凍結と判断をされました。凍結ですからいつこれが変更されて売却されてしまうか分からないので、住民の皆さんは依然として不安を抱えながら早く目的を持った形で計画に

移してほしいとの思いを持っておられます。旧三宅小学校の近隣連合自治会からも要望書が出され、旧味舌小学校についても統廃合反対の運動から様々な要望が複数回にわたって出され、摂津市の担当者との意見交換を続けてきたと思います。

普通財産のままになっている味舌小学校跡地、三宅小学校跡地、これは明確に普通財産にはなっていますが、防災空地として残すと前市長がおっしゃったからには、目的のある公有財産と捉えてしかるべきものだと思います。依然として普通財産のままに据え置かれています。もちろん味舌小学校跡地の場合、体育館ができ、幼稚園、こども園ができ、または保育園の建て替え中の仮設の園舎として使われているわけです。今度は千里丘小学校の残土、つまり掘削した土を保管する場所と、なかなか市民の皆さんが求めている利用、それから、前市長がこのためにわざわざ凍結までした防災空地としての役割を果たすような計画も立っていない中で、場当たりに利用されているのがその土地ではないかと思います。

藤浦委員の御質問の中の御答弁で、この味舌小学校跡地をほかの普通財産と同じような文脈で財政状況が苦しくなっている中で、恒常的な活用について検討するのは難しいと課長からありました。これは前市長の答弁であったり、この間の議論の到達点からは少し逸脱した御答弁ではなかったかと思います。改めてお伺いしますが、味舌小学校跡地、三宅小学校跡地について防災空地として、もしくは地域の皆さんの交流の場として、避難場所として、はっきりした目的を持って残しておられるわけですから、行政財産に転換して、活用計画を立てていくことが今求められていると

思うのですが、その点のお考えをお聞かせください。

7番、防災危機管理課への三つの質問についてです。

能登半島地震の支援については事務報告書にあるように、3名ということでありました。いろんな多くの方が支援を行っていただいていることも御説明いただきました。災害時の支援をいかにしていくのか、いざ摂津市で災害に見舞われたときに、市民の命を守る、被災者の暮らし、なりわい等、一日も早く復旧、復興していく、そのために行政が果たす役割は何なのかが本当に悲惨な状況の中で学べる機会だったと思いますので、ぜひ生かしていただきたいと思います。

避難所のいろいろなマニュアル等も三宅地区で行われた。鳥飼北小学校区では地域の防災マップづくりをやられているということで、地域の皆さんの中に入って、そこに委託されている大阪大学の先生たちともやっておられることについては評価できるものではないかと思っています。

今後ほかの地域でも同じように避難所の運営マニュアルはつくられていく動きが取られていくと思います。大きな流れは同じかもしれませんが、地域によって避難所の運営マニュアルは違って、地域に応じた傾向もあると思います。今後、各地域でのマニュアルづくりの方向性がどうなるのか、今回のように、その都度委託先をお願いして、一緒に入って考えてもらうのか、それとも行政の皆さんが今回三宅地区で学んだことを生かして、ファシリテーターとして地域の中に入ってつくっていくのか、どのようになっていくのか、聞かせてください。

もう一点、この避難所ガイドラインの作

成、全国各地でいろいろとつくられています。日本の場合は災害大国ですから、毎年どこかで必ず災害が起きて、体育館で被災者の方々が冷たい床に直接ござを敷いたり、マットを敷いたりして非常に劣悪な環境で避難生活を送られている状況が報じられているのを見て、みんな胸を痛めているのだと思います。こうした光景は、1995年の阪神・淡路大震災のときに起きた光景とほとんど変わっていない状況にあるとの指摘もされているわけです。

そんな中で、大阪社会保障推進協議会が府内の自治体に対して避難所ガイドラインをどのようにつくっているのか、国連等が示しているスフィア基準にのっとって作成したのか、その基準にはのっとっていないのかというアンケートを取っておられます。摂津市はスフィア基準にのっとって作成しましたという回答をしていらっしゃいます。もちろんそのスフィア基準というのは何なのか、スフィア基準だと全て満たすということはなかなか困難なもので、どれを取ってスフィア基準にのっとったのかはいろいろ物差しが違うから分かりません。しかし、スフィア基準を理解して、それに向けて運営マニュアルをつくろうと、ガイドラインをつくろうという姿勢は評価できる回答だと思います。

改めまして、スフィア基準にのっとること、スフィア基準とは何なのか、令和5年度に避難所マニュアルをつくっていく中でもスフィア基準が当然のように柱にあったかと思っておりますので、その点を答弁いただけたらと思います。

次に、安威川ダムについても御説明いただきまして、一定の理解をしています。令和5年度の5月のことについては、試験湛水で水があえてたまっているところに雨

が降ったので、非常洪水吐きから自然放流で流れるけれども、下流域の水位には変化があまりなかった。そもそも下流域もそんなに雨は降っていないし、警報もなかったときなので余計皆さんびっくりしたことだと思います。このときに問題だったと思うのは、報道提供の中身です。緊急放流で沿線の住民の皆さん、自治体の皆さんは水位などに御注意くださいとNHKで報道されています。それは大阪府からか分かりませんが、そういった報道提供されたものをそのままNHK等、各マスコミが流したものだと思います。

そもそも安威川ダムは御説明いただいたように、緊急放流でダムの水がいっぱいになったからといって調節できるような機能を持っていない自然放流型のダムであります。そもそも緊急放流ということも間違いですし、試験湛水という説明もなかったことを思えば、混乱を招いてしまったのはそこにも大きな原因があったかと思えます。報道を通して、もし安威川ダムの危険が迫ったときや放流がある場合、フラッシュ放流とか、非常時の場合に報道等と言われても、当時の報道を見るときちゃんと伝わっていなかったのではないかと心配になるわけです。ダムがあったら避難するために猶予期間ができるとか、そこまで激しくない雨であれば調節ができてるので、絶対に安全だということでないことは、お互い共有認識だと思います。どのような避難行動を取るのかはきちんと事前に住民の皆さんとも、それから地域の自治会の皆さんとも意識の共有を図っておく必要があると思います。

そういう点では、令和6年度、行政経営戦略の中の進捗管理でも報告されていますけれども、防災に関する学習等の充実とい

う点で、安威川ダムの治水効果を反映した水害対応ガイドマップを作成して全戸配布していくと、主要事業に載っています。その進捗状況も併せて、住民の皆さんに安威川ダムができたことによってその水位の状況が今までと違っている、もしくは避難の情報が変わってくる点について、どのように周知をしていくのか、または訓練の中でどう生かしていこうとされているのかについて、確認しておきます。

次に、道路交通課でございます。

公共交通についてです。地域公共交通協議会においてはいろいろな事業者が持っている困難、人手不足、それから物価高、利用者減、様々な事情があった。一方で、利用者にとってみると、バスがどんどん減ってくるから利用できなくて、ますます利用しづらくなっている。市に対しては要望とか、事情説明というベクトルが働くわけですけども、今回の協議会は、そういった皆さんも一堂に会して議論をする場ありますから、忌憚のない意見とか、実情を相互理解する中で持続可能な公共交通をどうしていくのかという議論をされていくのが非常に大事な点だと思います。減便であるとか、値上げについても、これは摂津市の路線だけが値上げされたりということではなくて、全域である程度の運行距離によって220円が230円になった、250円になったということであります。摂津市のこの地域だけどうするのかということとはできないのはよく分かっているけども、運送事業者が抱えている問題、それから利用者の要望、そういった要望を合わせながら行政として、全体として何ができるかという議論していくためには非常に大事な意見交換の場ありますので、ぜひ値上げや減便については議論してほし

いと思います。

とりわけ近鉄バスの路線を減便というのは、モノレール南摂津駅と阪急茨木市駅を結んでいるバスで、どこに買物に行くのかというアンケート調査もしていらっしゃるかと思います。鳥飼東部の方々は茨木市に比較的買物に行かれる方が多いという結果が出ていたかと思います。住んでいる地域によって買物の行き先がなかなか少なくなっている。同時に、バスまで減っているということ言えば、そこで住み続けられるかという不安につながってくるものだと思います。減便についてこういう状態が起きた、利用者はどう思っているのか、行動対応が変わってしまうのではないかとこのことをきちんと出していただきたい。事業者は事業者でこういう理由でやむなしだと。ただこういう努力をしているということを出してもらおう。そこで、どうするかをみんなで話し合ってもらおう状況にさせていただかないと、一緒に路線バスを守りましょうと言っているのに、片や、同時並行的にどんどん値上がりされる、バスが利用しづらくなっている状況になれば、この議論は何なのかという声が当然のように出てきます。この協議会に参加されていない市民から見れば、ますます議論が分かりませんからまた減便だ、また値上げだ、これではもうバスは利用できないという空気がどんどん広がってしまいます。前向きな計画ができた時点で、市民の中での公共交通を守ろうとか、公共交通を充実させていこうという世論そのものが停滞した中で、計画がうち立てられたとしても、効果であるとか、市民の協力が得られるには相当の努力が必要になってくると思います。その点はぜひ共有をしていただく、事情等も話し合ってください、相互理解を

図っていただく、そういった議論を協議会の中でもきちっと果たしていただきたい。それを受けて計画にどう反映させていくのか、その点の見解だけお聞きします。

それと、ヘルメットについてです。

高齢者の方に運転免許証を自主返納していただくことが、令和5年度のヘルメット支給の目的だったかと思えます。4月から9月の約半年間で100個がなくなってしまったわけでありますから、その100人の方々に対してはこれがきっかけになったかもしれませんし、効果があったと思うわけです。同時にその後も問合せがあったということもありますし、併せて高齢者の方々、それから子供たち、今度は努力義務化で自転車の法律等も厳しく罰せられるような法改正もされてくる。その中で、広くヘルメットを着用していただくためのインセンティブとしてヘルメット支給を拡大していく必要があるのではないかと思います。運転免許証の返納だけでなく、免許証を持っていないけども自転車を活用している人たちにヘルメットを支給するという手だてを取って、安全対策を図ってもらうような手だてを考えるべきだと思います。今後について、新しい施策に打ち出していくお考えがないのか、お聞きします。

それと、交通安全対策、矢羽根型路面標示でございます。

令和4年度に実際に職員が見に行っていて、減ってきているということだと思います。

依然として青色路面標示についての理解が深まっていない部分も多々あると思います。高齢者の方、それから小さなお子さんで、路面標示部分を通らなきゃいけない空間だと思ってわざわざ安全な歩道か

ら車道側に出なきゃいけないという理解をされている方もいらっしゃいます。矢羽根型路面標示を引いたとしても、摂津市の道路は片道の道幅が狭いところが多いです。鳥飼地域でも大きなトラックが走っていますから、ほぼほぼ矢羽根型路面標示の上に車輪がかかりながら走っているようなケースがたくさんあります。そういったことから言うと、わざわざ空間として引いたものが、逆に高齢者とか、子供たち、歩道を走っても構わないとされている人たちまで車道に出してしまう状況が生まれていやしないかと思うわけです。その点について目視での調査をされたとのことですが、そういった傾向等はなかったのか、聞かせてください。

13番目の道路維持事業、L o G o フォームについてであります。

公園でもそうなんですけども、直接対応できないもの、特に道路の場合、大阪府道であったり、水路敷であれば茨木土木事務所だったりします。もしくはほかの課が関わる問題だったりするわけで、多いのは警察で、警察にも届けたりというようなことだと思います。ホームページ上の対応状況だけ見ると、摂津市の道路管理課が対応したというものであれば現地を見れば分かりますが、警察に連絡しましたとか、他課に申し送り済みとかというものと、どうなったのかは分かりません。もちろん管理しているのはほかの課であったり、ほかの機関だったりするわけですが、そこに対しての追跡はされているのかどうか、その辺もお聞かせください。

特に、警察の問題だと思いますが、道路上に表示されている白線であったり、停止線、横断歩道、前回もお聞きしまして、一般質問でも行いましたけども、あちこちで

ほぼ消えかかっているラインがいっぱいあります。その都度警察にも言うていただいているけども、停止線がない場所が非常に多くて、非常に危険だと思っています。そういったところもパトロールする中で、他機関、他部署等への申し送り後の状況も追跡するべきではないかと思いますが、その点をお聞かせください。

耐震診断、耐震改修です。

数が減ってきている現状と推計で、耐震率は88. 数%まで上がってきている。あと残り少ない中で、そこから上げるのがなかなか困難なのはよく理解します。

その上で、耐震診断を行った後の改修、もしくは除却の判断をするために、補助金はインセンティブでありますから、補助金の在り方についても、私は他市と比べて検討する必要もあると思います。

特に、摂津市の補助要綱では、耐震診断をやった際の上部構造評点があって1. 0以上にする工事が対象となる制度であります。1. 0にするためにかかる費用は100万円、200万円、300万円と、非常に多額を要しております。

一方で、例えば大阪市、高槻市、吹田市などの補助要綱等を見ますと、倒壊リスクを少しでも小さくして、もしくは家が倒壊したとしてもその人がいる居室は守れるような部分的な改修に対しての補助もできるようになっていきます。1. 0にしなきゃ駄目だというものを0. 7まで押し上げることにしても改修補助がなされていたり、もしくは寝室だけ固定したシェルターにすることについても、補助の対象にしている自治体もあるかと思っています。

大阪府内のこういった耐震工事の補助条件についていろいろな差が出ているようですけども、摂津市はなかなか厳しくさ

れています。でも、部分的にでも守ることは非常に重要なことありますので、その点の他市の状況等をつかんでおられたら聞かせてください。

最後、公園でございます。

お話もいただきました。いろいろな管理を地域の方々と一緒にやっていく大事さは理解しております。私たちも総務建設常任委員会の今年の視察で、北九州市に行つてまいりました。一般質問でも取り上げておりますけども、それぞれの公園ごとに公園愛護会が組織されていて、愛護会が中心となって公園単位で予算を組んで、まずどの公園をどうするのか、どんな目的にするのか、管理はどうするのかは愛護会の方とコンサルタントの方と市の方が一緒になって話し合つてつくり上げていく。我々がつくった、我々の要望がかなった公園だということで、自治会がないところでも愛護会があるところでは地域のつながりも生まれているということで、非常に参考になるといいますか、地域のまちづくりに対する寄与もすごく大きい。公園は老若男女みんなが使う大事な社会資本であつて、公園でみんな人生の中の一時を送るわけです。公園づくりがまちづくりという観点で、いろいろ考えていく必要があると思っています。

昨今ではボール遊び禁止であるとか、危険な遊びは禁止、いろいろな禁止事項が多いです。地域住民の要望ですからそれに応えていくのはそうだと思います。一方で、それを禁止することによって、公園が持っている目的、地域の子供たちや高齢者の方々、幅広い人たちが自由に使える空間が使いにくいものになってしまっているというのもまた一つ、現状にあると思います。

行政と住民と話し合いをやって、公園をど

うやってやっていくのか、仕組みづくりを  
しっかり考えていく必要があるかと思  
いますが、その点お考えをお聞かせくだ  
さい。

以上です。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 2回目の財政につ  
いての御質問に御答弁申し上げます。

質問番号2番で、土地開発基金につ  
いての今後の活用をどう考えているか  
の御質問でございました。

事業実施は、本来は財源等を確保いた  
しまして、毎年度、予算を計上して実  
施していくことが原則であると思  
っております。

しかしながら、事業の性格上、例  
えば用地交渉とかが必要で用地を取  
得していかなければならないとい  
った事業の場合に、事前に計画し  
て、そのための予算を計上して  
いくことが難しい場合も出てくる  
のではないかと考えております。

そのような場合に、迅速な用地取  
得によって用地交渉の円滑化を図  
ることができる場合においては、土  
地開発基金による用地先行の取得  
を行くことも出てくるかと思  
っております。

ただ、その用地先行取得を行って  
いくことについては、慎重な活用  
を考えていかなければならない  
と思っております。

質問番号3番、地方創生臨時交付  
金、物価高騰対策の割引券に係る  
交付事業の決まった過程でござ  
います。

こちらにつきましては補正予算で  
上げさせていただきました。その  
ときにメニューといたしまして、  
推奨事業としては他市でもいろ  
いろこういうこともやっています  
、交付金を活用できるものはこ  
ういうものがありますというの  
は国からも事例みたいなものが  
示されておったところでは  
ございます。

ただ、先ほども申し上げました  
けれども、広く市民への家計の支  
援になることと、市民が利用す  
ることによって市内の事業者へ  
の支援にもつながるという観点  
から、補正予算の編成、査定の中  
で、事業費というのも関係は  
ございましたけれども、この内  
容が一番物価高騰対策として  
ふさわしいのではないかと  
いうことで査定の結果として  
計上させていただくことを  
決めさせていただいたところ  
ではございます。

以上でございます。

○野口博委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 質問番号4番、  
2回目の御質問の中で、所得減  
少の場合の減免の適用状況につ  
きまして御説明させていただきます。

個人住民税におきまして、令和  
3年度より当時の主に新型コロナ  
ウイルス感染症による所得減少  
者及び退職者、失業者への対応  
としまして、所得減少の場合に  
段階的な減額を設ける撰津市  
税条例施行規則の一部改正を行  
っております。

所得減少の減免の適用件数で  
ございますが、令和3年度は  
所得減少による減額は2件、  
令和4年度は9件、令和5年  
度につきましては2件の適用  
となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 質問番号4番  
のうち、納税課に関わる御  
質問についてお答えさせて  
いただきます。

滞納処分の状況についての御  
質問だったと思います。

過去3年分の状況について御  
報告をさせていただきます。

令和3年度の滞納処分、差押  
えの状況でございます。

不動産の差押えが48件、給  
与や預金、

保険等の債権と言われるものが令和3年度535件、計583件、差押えを実施しております。

令和4年度につきましては、同じく不動産につきまして36件、債権につきまして350件、計386件の差押えを実施しております。

令和5年度につきましては不動産38件の差押え、債権534件の差押え、計572件の差押えを実施しております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号5番、市営住宅等の供給量についてでございます。

令和4年度に策定いたしました長寿寿命化計画におきましては、市営住宅の供給量、つまり供給戸数について、減少させないということとしております。

市営住宅の応募の状況については、倍率が高い状況ではありますが、府営住宅を見ますと、応募しても募集がない状況もございます。ほかにも公的賃貸住宅といたしましてはURの賃貸住宅もございます。

今後の人口減少を踏まえますと、住宅全体については供給過剰になってくることも推測されますので、現状におきましては現在の戸数を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号6番、三宅小学校跡地、それから味舌小学校跡地についてでございます。

現在、防災空地として位置づけております。両跡地ともに地元から防災の観点で要望書をいただいていることも認識しております。

それらを踏まえつつ、財政状況も見ていかななくてはなりません。防災の観点、また今後の本市の財政を見据えながら、市内に

おいて検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号8番、避難所運営マニュアルのお問いに関して御答弁申し上げます。

まず、避難所運営マニュアルにつきましては、令和5年度は業者委託で行っていましたが、取りあえず子育て総合支援センターの分が成果物としてできたことを受けまして、それを基に職員で委託をせずに作成しております。

方向性といたしましては、まず子育て総合支援センターの遊戯室は、浸水想定区域外にある施設でございます。現在、味舌東地区で作成しておりますけれども、こちらは浸水想定区域内ということで、両土地にはその辺の違いがございます。

どちらもまずは地震を想定してつくってはおりますけれども、特に正雀体育館はまず浸水したときには体育館のアリーナの面が全面使えないことを想定しなければいけないと思いますので、その辺の違いがあるかと考えておるところです。

あと、スフィア基準のお話についてでございます。まずスフィア基準は災害時だけではなくて、例えば国際紛争や国内紛争などによる避難など、人としての尊厳が脅かされる状況下で支援を受ける側の人と支援を行う人が守るべき理念上の最低基準を掲げているものでございまして、数字の達成目標を守らせるためのものではないと言われております。

また、基本的人権を守るための世界基準でございまして、何も紛争地のためだけにある基準ではないといったことも十分に承知をいたしております。アフリカ内陸部

の難民キャンプといった比較的社会インフラが脆弱な地域で、平時から物資の調達が比較的困難な地域での避難と日本国内の災害時の避難所ではその避難環境の整備のしやすさには相当な違いがあるのではないかと考えておるところです。

ちなみに、能登半島の避難所におきましては、石川県珠洲市と輪島市の19か所を対象として、国におきましてスフィア基準を基に14項目の確認を行った結果、全ての避難所が基準を満たしていたとの発表をされております。

理念の基準が達成できているかどうかの目安といたしまして、多岐にわたる基本指標がございます。その主なものとしましては、例えばトイレは10人に1基、男女比は男性1に対して女性が3基、あと居住スペースは1人当たり3.5平方メートルでありますとか、水は一人1日最低15リットル、これは飲料水と生活用水を合わせたの数字だと思います。あと最大利用者数として蛇口一つにつき250人と、その他かなり多くの数字は確かにございます。

これらはあくまでも目安でございまして、数値目標を守らせるためのものではありません。

なお、本市の避難所運営マニュアルにおきましても、避難される方の人としての尊厳を守ることには最大の配慮を行い鋭意作成しております。基本仕様は多岐にわたりますものの、避難所としてはおおむね満たすことができるものと考えております。

質問番号9番のダムについてです。

安威川ダムができましたことによりまして、市域の治水安全度は大きく向上したものであると思っております。

ただ、ダムができたことによって皆さんがある程度安心材料として捉えていただ

けていると思います。天災のリスクは減ったとはいえ、今度は今おっしゃるように運用面で何かしらの不都合があれば、それはすなわち人災に直結するのではないかというリスクが裏腹としてございます。これはダムの建設を担当されました元茨木市職員から先日、私も聞いたのですが、そういったリスクがあるとのことでした。

大阪府は、安威川ダムによる治水上昇率の低減効果を考慮いたしまして、避難判断水位、避難危険水位を変更されております。それを受けまして、本市では水害対応ブックを現在作成しております。

訓練の生かし方というお話でございました。その判断水位が変わったからといって直接何かしら避難行動の内容が変わるといったものではございませんけれども、摂津市は水害リスクの高い地域が多くございます。ですので、例えばレベル3、レベル4で発令、いろいろな避難情報を発令いたしますけれども、住民の皆様は何をしていただくのかというところ、その辺の行動のトリガーとなる発令内容に対して、いま一度周知をして、認識を深めていただく必要が依然として高いのではないかと考えております。

それと、水害対応ガイドブックの取組状況でございました。

現在、鋭意作成中でございまして、ほぼほぼ原稿はできております。今年度中に作成をさせていただきまして、全戸に配布する予定をしております。

以上です。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 10番目の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

利用者からは減便、運賃の値上げなどによって使う機会が減っていく、協議会をし

ているけどもそういった声が聴こえてくるということでございます。

協議会の中では高齢福祉や産業振興、また多方面の参画によって施策の検討、実施段階においてもお互いの取組課題などを共有して密に今後の取組に反映する連携体制を取って基本計画を今策定しているところでございます。

山形県鶴岡市にも視察に行きました。摂津市よりも100倍市域が広いところがございます。ただ、市街地については摂津市と同じような面積で、その中で市内循環バスをいろいろリニューアルされて、利用者が大幅に増加したという好事例がございましたので、そちらに視察へ行きました。

そこで得た成果として、利用者ターゲットを高齢者に絞って、沿線住民への周知活動とか運行時間の統一、利用者目線で重視していることが分かりました。

協議会のメンバーでありますバス事業者も一緒に視察に行きました。バス事業者も視察を受けて何か対策をしないといけないという気持ちにはなったと感じております。

そういった中で、その基本計画を策定した後、地域の方々のワークショップも開いて、民意を聴いた中で改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

ただ、住民の方々の意見を聴きながら、バス事業者などとの議論を深めていくとなれば、時間もかかるかと思えますけども、できるだけ公共交通の利便性が上がるようには取り組んでいきたいと考えております。

それから、11番目のヘルメットの配布について、新しい施策についての御質問だったと思います。令和5年度で実施させていただいたヘルメットにつきましては、免

許証を返納された65歳以上の高齢者に対して100個限定でさせていただいております。

ヘルメット着用は高齢者以外にも全ての方が利用して着用することが対象となります。新しい施策というよりもまずは啓発を積極的に取り組んでいくことが大事かと思っております。

それから、高齢者、子供の車道通行の傾向についてでございますが、調査はしましたけども傾向までは把握できてはおりません。

ただ、矢羽根型路面標示につきましては、大阪府の整備方針に合わせまして車道の混在型での整備を進めているところであり、市内の市道及び府道を面的にも整備してまいりますので、そこを通行することにつきましては、認識が広まってきているのかと思っております。

ただ、例外規定もございまして、歩道を例外的に通行ができるのは、自転車の利用者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢や身体の不自由な人の場合、あるいは一般の方でも車道、または交通の状況から見てやむを得ない場合などが例外規定でございます。

そのあたりの例外も含めたルールを交通安全教室等も含めてしっかりと周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後1時 再開)

○野口博委員長 再開します。

引き続き、答弁を求めます。

寺田副理事。

○寺田建設部副理事 13番目の2回目の御質問にお答えいたします。

LOGフォームの受信後の対応で、結果の公表について追跡がなされているのかとのお問い合わせであったかと思えます。

本市の道路管理の状況を御説明させていただきます。

市が管理する道路が約200キロございます。これは道路法の認定道路でございます。それ以外に法定外の里道が30キロございます。合わせて230キロを従来、職員が車両に乗り、日常の巡視点検を行ってきたところでございます。ただ、度々早期発見が遅れ、管理瑕疵による事故が発生してきたところは道路管理者としてなかなか対応が難しいことから、令和2年10月から摂津市のLINE公式アカウントを用いまして道路施設の破損情報収集を開始いたしております。

令和3年11月からLOGフォームへ移行し、市民からの通報を基にしまして損傷箇所の早期発見を受けての早期修繕の対応が可能となるものでございます。

そういうことからもともと職員数が少ない中でどうやって道路管理瑕疵事故を減らすかは、制度導入当初、考え抜いてこの新しいシステムの導入に結びつけたところがございます。

さらに、令和5年度からは、徒歩パトロールを日常巡視点検の活動として実施させていただきます。それをするによりまして、歩道部であったりだとか細かなところの変状確認、これは外観目視で確認することも併せてさせていただきます。このLOGフォームのシステム、これを併せ持って速やかな安全快適な道路環境づくりを目指しているところでございます。

令和5年度、人通りの多い場所にございます照明柱の柱部分に2次元のバーコー

ドを記載いたしました看板を貼り付け、アクセスがしやすいような工夫の取組を行ってきたところでございます。

そのようなところもございしますが、府道であったり警察所管の部分については、速やかに申し送りを実施させていただいております。まず、現地を確認して職員による現地の確認の上で速やかに申し送りを実施させていただいております。

ただ、追跡調査となりますとさらなる事務負担が課題となることから、制度当初からそういうことではなしにホームページによって結果を公表する形で取り組んでいるところでございます。何とぞ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○野口博委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 14番目、耐震改修補助の補助範囲についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、Iw値につきましては、木造住居の耐震指標で、震度6強の地震に対して家屋が倒壊する危険性を示す指標でございます。

1.0以上は、震度6強の地震に対しまして、崩壊または崩壊する可能性が低いとされている指標値でございます。一方、0.7から1.0未満の数値に関しましては、倒壊または崩壊する可能性があるとしておる指標でございます。

令和6年1月1日にございました能登半島地震における建築物の構造被害の中間取りまとめにおきましても、昭和56年以前の旧耐震の基準で建てられた建物の倒壊や大破の割合が多いことが報告されております。

先ほど答弁させていただいたとおり摂津市内の中では減ってきたこともありま

すが、まだ多くの耐震化されていない建物が存在している状況でございます。このことから昭和56年以前に建築された建物、この倒壊や崩壊の可能性が低いとされる基準での耐震化に対する補助を引き継ぎ続けてまいりたいと考えております。

続きまして、他市の状況でございます。

大阪府内43自治体のうち、0.7から1未満、この改修も対象としておるのは20自治体でございます。摂津市を含む23自治体につきましては、1以上の改修を補助の対象としております。この23自治体のうち、摂津市は長屋住宅だけではありませんけど、シェルターも対象としておりますが、シェルターを対象としてない自治体が7自治体ある状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 15番目の公園に関する御質問にお答えいたします。

公園の利用は自由利用が基本で、市としましてはボールを自由に使っていただきたいと思っておりますし、できればいろいろな制限はかけたくないと考えております。

一方で、お互いに配慮して利用いただけないといったことや利用者の中で相反する考えがあり、なかなかうまくいかない部分もあるという認識でございます。

そのような中、今後、公園の利用を含めまして、公園全般の検討を進めていく必要があると考えております。こうした検討に当たりましては、行政主導ではなく住民主導であることが重要と考えており、今後検討を進めていく上で北九州市の事例は非常に参考になると思っております。

現状としましては、直ちにこのような取組に着手できる状況にありませんが、でき

ることから少しずつ進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 3回目の質問をさせていただきます。

財政課から御答弁をいただきました。

土地開発基金につきましては、御説明いただきましたので分かりました。大きな開発保証金など多額のもの、一時的なものについて、土地開発基金で対応していくと理解しました。約14億円を流用している部分については今年度戻ってくるという理解をいたしましたので、このぐらいにさせてもらいます。

臨時交付金のことについてです。

推奨メニューを示されて自治体の独自性といいますか、自治体でそれぞれの地域にあった対策に使えるということであって、令和5年度においては割引券を2回発行するという事だったと思います。

事業そのものについてここでいろいろと論じることはありませんが、交付金が入ってくるということについて、様々な推奨メニューがある中で、それぞれの部署からそれに合わせて提案を出してもらった中で最終的に事業を決定していく、そういう過程は非常に大事なことはないかと私は思っています。

国の交付金として自治体に下ろしてくるようなものが出てきた際に、市としては市民にとって何がいいのか、市内全体でいろんな提案をいただいた中で議論して決定していただくというプロセスが私は大事だと思います。そういったプロセスは今回あったのかどうかだけ確認をさせてもらいたいと思います。

次に、税についてです。

減免の制度が行われています。実態も御報告いただきましたが、税については、基本的に払わなきゃいけないのは多くの市民の皆さんが感じておりながら納税義務を果たしておられます。収納率も非常に高い水準になっているかと思いますが、その中でどうしても払えない方々に対しての減免措置ですので、こういう減免制度があるということをごだけだの皆さんが御存じなのかです。もちろん誰でもかれでも減免できるという制度ではございませんから対象も限られてくるけれども、こういう制度があれば、そのための申請を窓口に来て相談できることになると思います。周知であるとか相談の中での案内について、どんな姿勢で今回されてきているのかをお聞きします。

それから滞納の処分についてです。

一定の期間、納期限に振込や支払いがない場合には、督促状であったり催告書であったり、場合によったら反応がない場合は差押予告書であるとか、いろいろな段階があった中で差押えが行われ換価して納税として収納するような流れだと思います。滞納されているからにはそれなりの理由があるでしょうし、税だけでなく生活そのものが破綻するような状況に陥ってるケースも中にはあるのではないかと思います。そういう場合、ほかの部署へのつなぎであるとか、相談に乗れる状況をきちんと確保していく必要があります。納税課だけで対応できないものであっても、入り口が納税課として対応していくというのは非常に重要になってくるかと思いますが。同時に、督促状や催告書が来ても、恐らくいろんなものが郵送で送られてきている場合、正常な判断がなかなかできなくなって、目の前のことだけにいってしまう状況は

あると思います。その方だけではなくて家族の問題もあるかと思いますが、そういったときに差押えをして、差押えから換価まで一気に進んでしまう場合、とりわけ現金預金等を差押えした場合です。以前あったかと思いますが、中小業者の方の口座が差押えされたことによって事業そのものが立ち行かなくなってしまう、そういうリスクもあるわけです。もちろん払ってもらうのが目的ですので、潰すことを目的にしてるわけではないのは重々承知していますが、結果的にそういうことにならないようにするためのしっかりとした親身になった相談であるとか、もしくは直接会って話ができる努力は省くことができないとこだと思います。その点は滞納処分の流れであるとか換価に向けてや差押予告から差押えまでの期間にどういった努力をされるのか。そういったことを実際としてどうされているのかお聞きします。

資産活用課の市営住宅についてです。

もちろん公営住宅等の需要は減っていくのははっきりしていると思います。ただ、長寿命化計画の中でも書かれていますけれども、2060年に需給バランスが取れてくるということです。今年が2024年ですので、36年後、供給と需要のバランスが取れるということです。長寿命化計画の期間は10年間です。10年間で需要ばかりが増大していて供給が間に合わない中で、公営住宅の戸数を増やさない、減らさないというのは当たり前のことであって、需給バランスにつなげるための人口の自然減を待つバランスを取るという計画ではとても長寿命化計画とは言えないと思います。とりわけ、建物だけの長寿命化だけならそうですけれども、そもそも住生活基本法等、新しい法律の下で住まいは人権

という立場から住宅をきっちりと確保していくセーフティネットで大阪府の事業等により住宅取得の困難者に対する支援まで行われている中で、どんどん新しい住宅の建て替えが進んで安い住宅、低廉かつ良好なものが民間の中でもどんどん減ってきているのが現実だと思います。そういう点では、今、不足しているという認識であるならば、やはり減らさない計画ではなくて、きちっと現状を見据えて増やしていく、もしくは民間住宅の借り上げなどの手を打っていく。府営住宅とかUR等が空いてると先ほどおっしゃいましたけども、なかなか近隣で空いているけども募集されていないケースが結構多いです。それからURの場合ですと空いてても家賃は公営住宅と比べると全然違います。そういった意味では摂津市の公営住宅に対する政策が非常に問われてくるのではないかと思います。

鳥飼八町団地が建て替えということでもありますので、その八町団地について当面の間、検討期間となっていたかと思えます。進捗等、増床であるとか、もちろん今住んでおられる方との意見調整とかも必要になってくるかと思えます。現段階で長寿命化計画が始まって1年目の令和5年度の取組が現状どうなっているのかも含めてお答えください。

それからもう一点、味舌下小学校跡地、三宅小学校跡地の問題についてです。

6月の第2回定例会において、前市長がこの二つの土地は、ほかの未利用地とは意味合いが違うとおっしゃいました。当初は売る目的だった土地が様々な市民の要望があったり、それから地震等を受けて摂津市の中に仮設住宅を建てられる用地があるのか、どこかないのかと考えたときにこ

こは重要な土地だということで、土地の売却を凍結されました。これは間違いなく防災空地を目的にして凍結をされた。もちろん、財政状況もおっしゃっていて、財政の大きな変動があればそういうことも完全に選択肢から外すわけにはいかないけれども、ほかの普通財産とは違うと、防災空地としてあえて凍結した。私の認識でいえば目的を持った土地になっているわけです。その目的を持った土地になっているものであるということをおえて6月の第2回定例会で、前市長がおっしゃられた。それを新しい市長の下でも到達点としてきちんと確認をしていただきたいと思えます。政策的に全般に関わることとなりますので、副市長から前市長の答弁も踏まえて、現段階の到達点、少なくとも前市長が答弁した思い、それからこれまでの市民との対話の中での今の到達点という認識をお答えいただけたらと思えますので、よろしくお願いたします。

野々3丁目にあった旧市営野々住宅についても、壊した後に全部売却する方針だったのが、あえて半分残された。そういった経過もありますが、それぞれ普通財産の中にはそれぞれ住民の思いやその当時の行政の考え方、将来の展望なども踏まえた形で残っている普通財産です。財政上いつでも売れるよという調整弁だけではなくて、重要な意味のある普通財産だということは改めて庁内の中で意思統一していただきたいと申し上げておきます。これは副市長から御答弁ください。

それから、防災危機管理課についてです。避難所の在り方でスフィア基準について御説明をいただきました。

紛争地での難民の方々の人権を守ろうということからで、非常時だから仕方が

ない、我慢しなきゃいけないんだというようにことではなくて、非常時だから、被災されている方だからこそ日常生活の中で人権や尊厳を守るような対応をしなきゃいけないというのが理念です。数字上で求められるものではなくてとはおっしゃってたんですけれども、トイレの数とか比率とかいろいろとあるかと思います。尊厳をどうやって守っていくのか、支援をする方々への行動規範にもなっているものだと思います。

残念ながら、アフリカとか中東の紛争地と日本では生活環境が全然違うけども、日本の被災地、災害時の避難所で起きていることは、女性のトイレ問題、それからそこでの性暴力が実際に起きている。起きて訴えても、非常時だから我慢してよという話にされてしまいかねない。様々な問題が起きているからこそ、スフィア基準をきちんと行動規範の中で、また理念を避難所運営マニュアルであったり、行政の皆さんであったり、我々市民の側もそういった考え方に立って、もし災害が起きたときにはそういう支援の立場に立っていこうということを広く共有化していく必要があると思っています。そういう意味であえてお聞きいたしましたし、府内でスフィア基準と聞いてぴんとこない方もたくさんいらっしゃるかもしれない中で、それにのっとなって作成したのは豊中市と摂津市だけです。もちろんそれで何もかもできるとはならないかもしれないですが、運営マニュアルの中でも理念をきっちり、または様々な出前講座等での市民の皆さんへ周知も一緒に共有していただきたいと思います。

本当に非常時だから我慢しなさいという尊厳そのものが踏みにじられるのは二重三重での人権侵害になっていくことを

私もこのスフィア基準を読んだときに本当そうだと改めて感じました。広く共通認識を広めていただきたいと申し上げておきます。

それからダムの供用については、今後、ぜひこれも市民の皆さんにお知らせをいただきたいし、周知もしていただきたいと思います。

何しろ今、真っ赤に染められたハザードマップで鳥飼地域の皆さんを中心に避難行動をどうするのか、遠隔地への避難とか早期の避難をしようという前提は、1,000年に一度の雨の対応です。安威川ダムは100年に1度の雨の対応ですので、全然次元が違う想定の下で1,000年に一度のハザードマップは、逃げるにしても渋滞するぞとか、そういった議論は現に地域防災マップづくりの中でやられているわけです。

一方で、100年に一度の雨に対応するダムであるわけです。そういう意味では同じように、より現実味を帯びた形で安威川ダムができた後の避難の状況であったり、危険性の認識も共有するべきだと思いますので、その点も要望しておきます。

それから道路交通課です。

地域公共交通協議会については、一般質問でも取り上げ、山形県鶴岡市の視察に事業者の方も一緒に行っていたとのことです。先方の事業者と行政の方々の心意気が非常に前向きだったと、地域の公共交通を守るという状況を見てこられたとお聞きしています。

安心して移動できる権利はこれも基本的人権の一つでもあります。いろいろな事情があるにせよそういった先進事例を生かしながら議論を深めていただきたいと思います。今、市民委員が頑張って基本計

画づくりに発言いただいていると聞いておりますが、藤浦委員がおっしゃったようにどれだけの市民の方々の声を集めてくるのが大事です。公園づくりにおいて、北九州市では小学生のアンケートを取っておられたりとか、いろんな声を取り寄せながら議論している場にそれを持ち込んでいって、そこにいる人たちだけの価値観ではない議論を公共交通の場でもぜひやってほしい。これは要望しておきます。

それからヘルメットについてです。ヘルメットをかぶってもらおうと、自分の命ですから守ってもらおうとか基本的につけてくださいということであります。運転免許証の返納で100個が半年でなくなったとのことですから、需要があるわけです。しかもヘルメット着用の努力義務が課せられた中で行政としての姿勢を示すには、ヘルメットの支給も例えば65歳以上の一定の所得の方など、線を引くなりしてお渡しをする。もしくは購入補助をすると取組は求められるのではないかと思います。ぜひ検討いただきたいと、お願いしておきます。一応検討してください。

それから、矢羽根型路面標示についてです。実際に走っている人や子供や高齢者の方々全てにこの線の意味を理解していただくのはなかなか時間がかかることだと思います。それから事業所を通じてドライバーの方々にも理解を得ていく取組は欠かせないと思います。

本当に見ていても危険な状況はたくさんあります。高齢の方でふらふらしながら大きなトラックやバスが真横を通るのを見ていると、風圧でふらっとされながらもそこを通っています。歩道側を走るといいのというケースは幾度も見かけています。今後どんどん矢羽根型路面標示が引か

れていきます。比較的狭い車道幅で引かれるわけで、視認性が高まりますからドライバーからすると自転車を通る場所だということで中央寄りになるのは実態としてあるかと思います。そういう利用の仕方であるとか、あえて安全対策をきちんと啓発してもらうように学校等でやってもらえるのは何度もお聞きしています。地域の中に入って、もしくは警察の方々にも取締りではなくて、事故が起きないように指導で外に立っていただきたいと思いますので、ぜひ要請もしていただきながら努力いただきたいと思います。これも要望です。

道路維持についてでございます。

L o G o フォームについては、補完的なもので、人手不足を補うために簡易的にやられたという御答弁だったと思います。

もちろんそうだとは思いますが、毎月のように追っかけていって警察にここはどうなりましたということを聞けというわけではありません。市民の方がまだ修繕されていないと思ったときに一声かけてもらう、どうなっているか事情を聴いてもらうような、橋渡しのものにしていくべきです。もちろん手間だとは思いますが、道路のパトロールを巡回されているわけですからそれと併せて、危険な場所だからこそ住民の皆さんが声を出していただいているわけです。気付いたところを点検していただく、違う市民の方からL o G o フォームで同じ場所が二つ、三つと上がってくれば、そこは他課と一体となって取り組むような促しをしてもらうことはあってもしかるべきだと思います。せっかく市民の皆さんが情報を提供いただいているわけなので、手間がかかり大変なのは分かりますけど、それを理由にこのままでいいというわけにはいかないと考えております。そ

の点だけもう一度、そういうことができな  
いのか、考えをお聞かせください。

それから耐震診断についてです。

I w 値、上部構造評点について、御説明  
をいただきました。

もちろん 1.0 が昭和 56 年 6 月以降の  
新耐震基準、法律上の強度ではありますけ  
れども、ほかの自治体で 0.7 の状態でも  
一定の補助金を交付していると、何かしら  
やっていくためには一定の段階も必要に  
なってくるかと思えます。そういう意味で  
もよりやりやすい環境を用意するのが耐  
震補強工事を進めていく上でも大事なこ  
とではないかと思えます。

以前、東京都でも寝室だけを強化する、  
もしくは出入口が潰れたら外に出られな  
いので出入口だけ強化する。そうすること  
によって、おうちが潰れても命を守る、阪  
神・淡路大震災ではほとんどの人が圧死だ  
ったという反省に基づいてこういった制度  
がつくられてきているわけです。そうい  
った趣旨からいえば、部分的な問題のこ  
とについてももちろん精査が必要でしょう  
けども、他市が取り組んでいるものにつ  
いては、研究していただき、できるだけ制  
度を使いやすい補助要綱にハードルを下  
げる必要があると思えます。もう一度そ  
のお考えをお聞かせください。

最後、公園維持についてです。

今、課長からも御答弁いただきましたけ  
ども、地域の皆さんと一緒に作る公園は  
まちづくりでもあります。鳥飼まちづく  
りランドデザインで大きくまちのイメ  
ージとか将来像をつくる議論をやっ  
ていても、抽象的すぎて意見を言いにく  
いとか、何を言っているのか分からない  
ということで、ランドデザインの地元説明  
会を運営される側もそれから参加される方

も戸惑いながら、運営される側は大変苦  
勞されながら進めておられると思いま  
す。これは後ほど市長公室に質問すれば  
いい話ですが、淀川の河川敷の在り方  
について、具体的なものになれば形に  
しやすくなってきます。そういう意味  
で考えると、鳥飼まちづくりランドデ  
ザインの中でも、公園の在り方、みな  
んでつくろうというようなワークショップ  
であったり、公共交通なんかもそう  
だと思いますが、地域公共交通、どこ  
に行くのが便利なのか、どこに行きた  
いのかというところから出発点にする  
ワークショップをやっていく。それによ  
って、目的そのものだけでなく地域中  
で、ふだん意見が言えない方の意見も  
集約して住民同士の相互理解も図れる  
という意味では一朝二夕、三夕の取組  
にもなってくる。公園の在り方は、ぜ  
ひ北九州市等を参考にさせていただき、  
杉並区の事例も西谷議員が紹介されて  
いましたけど、そういった事例も参考  
にしながら形にしていっていただきたい  
と、要望しておきます。

以上です。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 3 回目の御質問  
で質問番号 3 番、地方創生臨時交付金  
で、いろいろとメニューを考えるとい  
うプロセスがあったのかの御質問で  
ございました。

推奨事業メニューの内容につきまして  
は、政策推進課が中心となりまして各  
部で対応できる事業があるのかとい  
う問いかけはしておりました。考え  
得るところの中において、実際にその  
予算査定等が出てきた事業の実施の  
可能性といたしますか、もちろん事  
業費のことがありますので、そうい  
うことを考えて予算編成をして予算  
査定によって決めたという状況で  
ございます。

以上でございます。

○野口博委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 質問番号4番、3回目の御質問で個人住民税の減免の御案内、周知の状況でございます。

ホームページで減免についての制度の御案内をさせていただいております。

実際に納税通知書発送後、お電話や窓口で具体的なお問合せをいただくことがございますので、その都度、状況を確認させていただいた上で、個別に御説明をさせていただいております。

以上です。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 4番目の部分の納税課に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

滞納処分に至る経過について、お話がありました。

滞納処分につきましては、国税徴収法や地方税法に規定がございます。基本的には督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る税を完納しない場合につきましては、財産を差し押さえなければいけないと規定されております。

実際に納税課でどのように滞納処分に至っているかですが、まず、市税条例におきまして、督促状は納期限後50日以内に発送しなければいけないとなっております。ですので、大体1か月半後に督促状を送付させていただきます。その後、督促状を送っても納付いただけない場合については、コールセンター等から連絡をさせていただくこともございますし、その後また、催告状を送付させていただいて、コールセンターや督促状や催告状でも納付いただけない場合については、差押予告をお送り

をさせていただいております。

差押予告につきましては、いつまでに税金について相談をしていただきたいと期限を設けておりますが、それについても何ら相談をいただけない場合につきましては、財産を調査の上、滞納処分を実施させていただいております。

先ほどのお話の中でもありましたように、以前、事業資金を一度即時で換価をして事業が困難になったということがあったと私も確認はしています。現状といたしましては、差押えをしても即時換価は取っておりません。実際には、私どもから金融機関等に連絡をさせていただいた上で、換価をしていただいているような状況でございます。

その差押えした状況に応じて、納税者から御相談があった場合につきましては、実際に必要な金額等を御相談させていただいた上で、当然のことながら給与等の場合は差押え可能額で差押えをさせていただいております。どうしても生活がしんどい場合につきましては、御相談を受付して差し押さえた額の一部返納という対応をさせていただいております。

それともう一点、ほかの制度等へのつなぎというお話もあったかと思えます。納税課の職員で実際に課税の内容、時には昨年度の課税状況等も確認はしております。その中で例えば扶養控除を忘れておられるような状況でありましたら申告をすることによって所得税が更正されること、市民税が減ることをお伝えし、結果として市税の滞納額がこれだけありますけども少なくなるというお話もさせていただいております。

固定資産税につきましても、状況によっては低所得者減免という内容もございま

すので、そこについては固定資産税課の職員とも対応しながら、どうしても納付が難しい場合については、ほかの制度が利用できないかを確認しながら対応している状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号5番の3回目です。八町団地の建て替えについてでございます。

令和4年度に策定いたしました長寿寿命化計画、この中で鳥飼八町団地につきましては建て替えを前提に方針検討を行い、令和9年度末までに方針を決定することといたしております。現在、八町団地につきましては、平家の一戸建てという状況でございます。土地の高度利用を図る必要があると考えております。

まだ検討段階ですので、あまり申し上げることはできませんが、今後、大阪府とも協議しながら最大限補助金を活用するとともに、PFIについても導入の可能性を探りつつ、令和9年度までに方針を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 山本副市長。

○山本副市長 旧三宅小学校、旧味舌小学校の跡地利用についての御質問にお答えをいたします。

6月の議会におきまして、ここにいらっしゃる藤浦委員の一般質問の中で前市長が御答弁された内容は承知いたしております。この答弁を私も拝見しながら私自身も過去からの経緯の中で地域の方々、直接お顔を合わせながらいろいろな要望をお聴きしたと少し思い出しているところでございます。

当時の森山市長の答弁におきまして、防

災空地として位置づけをされた経緯を御説明され、また普通財産におきましては、当然市の大切な財産でございますので売却は当然したくないと、しかしながら、社会情勢なり財政状況を見極めたときには苦肉の判断として売却をせざるを得ない場合があると答弁をされていることを理解いたしております。

安藤委員からもお話がありましたように、三宅小学校、味舌小学校の跡地につきましては、現在、防災空地として位置づけた経緯もでございます。少し他の普通財産とは森山前市長におかれては思いが異なることも述べておられて、売却について今はできないと答弁をされたことも認識をいたしております。

答弁の結びになりますけれども、今後、いろんな議論を重ねて方針を決定してまいり必要があるという答弁をされているということも理解をしております。先般の財政状況のときも述べましたように、現在、中期財政見通しを見ますと数年後に財政再生団体になるとしており、陥ってはいけないのは当然のことだと思っております。これまでの経緯また今後予想される財政状況も鑑みながら今後の方針を決めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号13番の3回目のお問いにお答えいたします。

LOGOフォームの情報提供システムに係る受信後の対応で、市民へ情報を伝えることのお問いであったかと思っております。

先ほど来、2回目の答弁でも申し上げましたように、このシステム導入の経過、それから道路管理課における現状の取組内容はお伝えさせていただいたところでご

ございます。

道路管理課といたしましては、まず、L o G o フォームでの受信対応もございませが、それ以外に窓口であったり、電話等でお問合せをいただく数々の苦情、御要望がございませ。それに対応するために職員で応急措置が講じられる内容、それから、維持係で所管いたしております土木維持作業業務委託で対応できる箇所、土木維持作業業務の処理件数といたしましては、事務報告書 250 ページに記載のとおりでございませ。

それから、道路維持の修繕料を用いまして単価契約、見積り合わせの修繕で対応する部分、それと工事請負費で根本的に舗装の張替えを行うといった内容で事案に応じて、現状把握を踏まえて対応方針を考え、検討を含めた上で現状の対応を図るところでございませ。

先ほど職員の対応で申し上げておりましたが、窓口対応もございませし、日中の現場での調査、測量、設計、現場管理、そういったような事案を数少ない職員で対応しているという現状につきましては、何とぞ御理解を賜りたいと思ひませ。

○野口博委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 委員の御指摘のとおり耐震改修につきましては、命を守る改修事業でございませ。しかしながら、0.7 から 1.0 未満の I w 値につきましては、震度 6 強以上の地震に対して倒壊または崩壊する可能性があるという指標であることから、補助の範囲としましては、引き続き 1.0 以上という基準で補助を続けてまいりたいと思ひませ。

しかしながら、0.7 から 1.0 未満の数値につきましては、他市も適用しているところから、その効果等

につきましては、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと思ひませ。

以上でございませ。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます。臨時交付金の推奨メニューの選択、庁内での議論については、今、お話もありましたようにまた政策推進課にも確認をしておきたいと思ひませ。

それで、交付金が入ってくる情報は早く全庁にお知らせしていただいてそれぞれの部署でできるものがないかというのも検討していただく。そういった情報提供をもうしていただいているかと思ひませけども、徹底していただきたいと思ひませ。

それで、税については減免制度の周知であったりそれから相談案内です。滞納処分についての流れも答弁いただきました。それから、課税の控除の情報提供であったりとか誘導することもされているということでありませ。差押えになってからではなくて、もう少し早く来てほしいというのは、原課としてあるかと思ひませが、せっかくの相談に来た方に対して丁寧な対応をぜひ取っていただきたいと思ひませ。

私は、若い頃にノンバンクに勤めておまして、当時はもうバブルもはじけていろんな金融機関がどんどん破綻していき、金融の総量規制等もやられている中で、銀行もノンバンクも急に貸し渋り、貸しはがしというのが始まっていました。そういう意味ではようやく経営危機を乗り越えられるところまで来て、様々な金融会社が債権を管理債権にして管理部門にどんどん流していくわけです。管理債権に回ってしまえば、もう何もありません。今までの経過だろうが人間関係だろうがです。とにかく

法的な手続に進んでいくと、あと一歩まで来ており、阪神・淡路大震災も何とか乗り越えられようとするところで、そういった取組そのもので立ち行かなくなって潰れてしまうケースをたくさん見てきました。納税課というのは、摂津市の貴重な自主財源の半分近くを集めている部署でもあります。同時に、国では裏金問題等があつて、つい市民もそういう嫌み事を言いたくなる気持ちも御理解いただいているかと思えます。その中で適切な対応をやっていただいていると理解していて大変なお仕事をやっていただいているとは思っています。ぜひそういった市民の皆さんの実情をよく聴いていただいて、滞納処分についても丁寧な手段を取っていただきたいと申し上げておきます。要望としておきます。

それから、現に公営住宅もそれから低廉上質な住宅についても不足しているという現実があります。その中でどうやって住生活を保障していくのかという政策を積み上げていく必要があると思えます。

その中で具体的に八町住宅の建て替えの計画もありますので、ぜひ前向きに、それから増床も含めた形での議論も進めていっていただきたいと思えます。要望として、申し上げておきます。

普通財産の味舌小学校、三宅小学校跡地のことで、副市長からも御答弁をいただきました。

もちろん行政にあつて財政的な面でいふと言いきれない部分はあるのも重々承知しておりますが、6月の第2回定例会で森山前市長が最後に答弁された言葉は非常に重いと思っております。

目的持って凍結をされたわけですから、しかも今、そういった跡地に対して住民の皆さんが何もおっしゃっていないのでは

なくて、より熱心にいろいろ要望を出してこられている土地であります。一般的なほかの未利用地とは意味が違う、前市長がおっしゃったことについては、新しい市政の下でもこの到達はしっかり確認をしていただきながら、前向きに、できるだけ早く行政財産へ移行して目的に沿った計画を進めていくことが地域の皆さんの声に応えることにもなります。つながりのまちを目指している摂津市でウェルビーイングを柱にしている中で、これは摂津市の運営としては非常に理にかなったものだと思いますので、ぜひそういった運用や検討もしていただきたいと申し上げております。

それから、スフィア基準も含めて議論していただき、徹底していただきたいということをお願いしておきます。

地域防災計画であつたり、BCPの計画等も課題として残っておりますので、その中にもぜひ議論をしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

安威川ダムについても要望させていただきましたので、よろしくお願ひします。

道路管理について、お答えいただきました。道路ですから毎日市民は通っていますから目に見えます。下水とか水道ですといろいろ問題があつても見えない面があるけど、道路は表面で見えるという点で言えば、市民の皆さんから情報としていただけるわけです。全部が全部、今の体制の下でやることについて、大変だと思われるのはもつともだとは私も理解をいたします。

その中で、せつかくの情報であり、またはその道路瑕疵によって事故が起きるといふことは、一番あつてはならないことなので、その重要性の問題です。例えばガード下の鉄板の跳ね上げがあつた、そういうことはなかなか写真が撮れないかもしれ

ないのでL o G oフォームでの情報提供は難しいかもしれません。ただ、安全に直接関わるような問題を他課に移した場合とか、そういったものはきちんと中身を見て精査していただいた上で課をまたがった形でフォローしていただくなり、対策を促すなり、もしくは検討していただくような立場にぜひ立ってほしいことをお願いしておきます。

それから、耐震補強の補助要綱についてありますが、ぜひ御検討いただきたいと思います。

1. 0以上にしてもらおうということが基本ではあると思いますが、現に0. 7から1までやっておられるところがあります。実績の状況も調べていただくのと、長屋に限ってのシェルターにも補助金の要綱があるということでもあります。ただ、長屋ですと所有区分等いろいろ困難な問題もあるかと思います。長屋以外での戸建ての住宅でもシェルターの補助金要綱つくっているところもあると思いますので、そういうところ研究していただいて、少しでも倒壊による圧死のリスクを減らすための補助要綱にしていただきたいと思います。

0. 7から1. 0は倒壊する可能性があるというものだったと思いますが、0. 7未満とかも倒壊するんです。だったら倒壊する可能性があるところまで押し上げるだけでも相当な前進だと私は思います。ぜひ他の自治体であるとか、それから耐震補強とはいかなるべきものなのかというのも研究していただいて、前向きな検討をお願いしておきます。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員の質問は終わりました。

続いて、南野委員。

○南野直司委員 質問をさせていただきます。

決算概要を中心にさせていただきます。

1 番目、4 6 ページの一番上段です。

総務課の一般事務事業に当たる部分があります。摂津市の後援名義、使用承認の申請につきまして、令和5年度でありますけども、L o G oフォームを使用してオンラインでの申請を実施されました。僕も後援名義の申請をしたことがありますけども、ペーパーで申請していました。令和5年度は、全部で何件あってL o G oフォームが何件あったか教えてください。

2 番目、FM推進事業、5 0 ページです。

これも各委員より御質問されておりました。1 回目に令和5年度の取組ですけども、施設所管課を対象に施設マネジメント研修を開催され、そして点検手法や類似点、そしてFMポータルサイトの操作説明を行うとともに、施設点検の実施研修を行った。これは行政経営戦略の進捗に書かれておりました。中身について1 回目に教えてください。どのような研修をされたのかをお聞かせください。

3 番目、5 4 ページ、犯罪被害者等支援事業についてでございます。

令和5年度に何件の相談があって、何件の支援につながったか、進捗には1 0 万円の見舞金を2 件支給したとなっております。それと併せて、こういう制度があることの周知活動、1 1 月2 5 日から1 2 月1 日が犯罪被害者週間ということで、公式L I N E でも発信していただいております。もう一つは、J R 千里丘駅で摂津警察署及びガンバ大阪と啓発キャンペーンを実施した。これもそれに当たると思うのですが、御苦勞された部分を含めて、こういう犯罪被害者の支援制度が摂津市は

あるという広報活動について教えてください。

次に、4番目、116ページ、公共交通確保維持事業です。

シェアサイクルについて、各委員の皆さんも御質問されていまして。絞らせていただきまして、利用者アンケートの結果でシェアサイクルを知ったきっかけは、ポートを見たとの回答が半数を超えておったとのことです。今後もポートの密度を高めていく部分で令和5年度も含めてどのような検討をされていったのかをお聞かせください。

次に、5番目、地域公共交通計画策定委託料についてです。

これも各委員の皆さんより御質問がありました。私もホームページ等々を見させていただきました。摂津市地域公共交通計画基本計画が令和7年3月策定に向けて取り組んでいただけてまして、案が出ておりました。それもずっと見せていただきまして、先ほど永田部長からも御答弁がありましたが、この基本計画の案の中の4の2の施策内容の部分で、山形県鶴岡市の事例が掲載されておりまして、リニューアルポイント等々が詳しく載っております。

もう一つは、同じページで広島県東広島市のバスの色を変えて地域ごとに走らせる取組も載っております。

御紹介されておりましたけども、摂津市の実情にこの取組は合致してるとはないかとすごく思いました。これは、令和9年度の途中ぐらいから実証実験が始まって、そして令和10年度の半ばぐらいから本格運行としています。摂津市の実情に合った足の確保をどうか検討していただきたいと心から思います。

そして、もう一つは料金格差があるのは

あかんと思います。セッピーバスは無料、循環バスは有料となっております。こういう格差はなくしていただきたいので、まずは令和7年3月策定予定の基本計画に向けてどうか取り組んでいただきますよう、これは要望とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、6番目、道路維持事業についてでございます。

安藤委員から先ほど何度も質問がありまして、寺田副理事からも御答弁がありましたL o G oフォームについて、市民の方から情報提供を受けるというものです。今回、僕も触れさせていただこうと思ったのですが、大変多くの情報を市民の方からいただけており、累計では102件だったと思います。そのうちの86件、そしてその中で大阪府の道路もありますので17件は、大阪府と連携されたと認識しています。

先ほど、副理事の御答弁でも道路管理課の皆さんが一生懸命日々の仕事をしながら業務されていると理解しました。僕もよく市役所の5階へ上がらせてもらいますが、皆さん席にいないぐらいあちこち走り回っておられて、仕事が大変やと思います。

しかし、このL o G oフォームについては、水みどり課などもやっていただけていまして、市民の方とのコミュニケーションツールになったらいいとすごく思います。市役所にL o G oフォームを通じて提供したけれども、何か返事があれば、届いていることが提供者にも分かります。1か月に1回、情報提供をまとめてホームページにアップしていただけていまして、市民の方とのコミュニケーションができるツールの一つやと思います。

摂津市が目指すまちづくりの将来像は「みんなが育む つながりのまち 摂津」

で協働のまちづくりがあります。それをくっつけたら駄目ですけども、一つ一つの情報提供に対して全て返事を返すのではなくて、フォームの中で返信をいただきたい場合はメールアドレスを入力してくださいとか電話番号入力しておいてくださいとか、何か方法はないかと思うわけです。この場に副市長がいらっしゃいますが、業務が大変やったら職員を一人増やしてもやっていくべきではないかと思えます。建設部で長年、業務に携わっておられて退職され、再度、市役所に就職された方がこの業務を受け持つとか、いろいろ検討していただいて、ぜひ実現していただきたいと思えます。

先ほど安藤委員も言われてましたけども、大きな事故につながる場合もあると思えます。市民の方から情報をいただけるという観点に立っていただければいいと思えますので、どうかこれは要望とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

7番目、街路灯修繕事業についてです。

同じ118ページでありますけども、473万円の決算額であります。事務報告書254ページです。業務委託契約を結んでいただいています。委託契約の期間が令和5年8月4日から令和5年12月15日までとなっております、1社と道路照明点検で50基の契約を結んでいただいています。この中身について教えてください。

8番目、同じく118ページ、交通安全対策事業です。

さきの質問でもあったかもしれないんですけども、通学路の安全対策も取り組んでいただいております。安全対策必要箇所が32か所あって、令和3年度から令和6年度で32か所あって、うち6か所の工事が令和5年度に実施されたと認識してお

ります。その中身についてと、令和6年度で何件が残っていたかも含めて教えてください。

9番目、120ページ、これは要望とさせていただきます。

三島まちかど広場から三島2丁目交差点付近までの西側における歩道整備に係る基本設計を令和5年度に実施していただきました。藤浦委員からの質問への御答弁もありまして、歩道が何メートル等々詳しい御答弁もありました。

マンションを含めて地元自治会、そして三島自治会あるいは連合自治会からも早期に歩道整備をよろしくお願ひしますと要望書が出ていると思えます。進捗状況だけ説明をしていただければと思えますので、そういう機会があれば要望書が出ておりますので、説明をどうかよろしくお願ひします。

10番目、排水路ポンプ場管理事業についてでございます。

これは、令和5年度で3施設、鳥飼南水路等を含めた3施設の水量計を設置されましたけども、中身についてお聞かせください。

それと関連して、ホームページを見せさせていただきますして、摂津市の水路水位表示システム整備業務委託をプロポーザル方式で実施されています。この水位計を設置されてから市民の方が見れるようなシステムを考えていただいているかと思えますが、それを教えていただければと思えます。よろしくお願ひします。

11番目、126ページ、花いっぱい活動助成事業です。

令和5年度はたしか44団体から2団体増えて46団体になったと認識しております。活発に展開していただいております。

団体が二つ増えたと認識しています。この中身を教えてください。

それから、花とみどりの相談所運営事業についても、さらなる緑化の担い手づくりに向け、花とみどりの相談所においてボランティア交流会を開催しました。そして鶴野苗圃におきましては、緑化活動のイベントの周知を行っていただいた。この中身について教えてください。

そして、13番目、緑化推進事業です。

令和5年度はSNSの展開について摂津フォトコンテスト花いっぱい賞を設けていただいて、広報課と連携を取っていただいて、176件応募がありました。1件が特別賞ということで、花いっぱい賞を設けておられました。令和6年度はなかったと思っていまして、それについて教えてください。

14番目、134ページ、防災対策事業です。

多くの委員の皆さんが御質問されまして、一つは要望にしておきますけれども、災害時における協力に係る協定の締結で、最近では例えばアサダ石油株式会社と大規模災害時における石油類、燃料の供給に関する協定を締結されました。また、摂津飲食防災ネットワークと災害時におけるキッチンカー等による炊き出しに関する協定を締結されました。そして日本GLP株式会社と茨木市、摂津市の間で水害時の緊急一時避難場所としての使用に関する協定を締結されました。本当に数々の締結を結んでいただいて素晴らしいことだと思います。令和7年度には累計で92件という目標、これは行政経営戦略の進捗に載っておりました。どうか摂津市にも多くのまだ事業所がありますので、災害に関する協定の締結をさらに結んでいただきます

よう、要望とさせていただきます。

そして、令和5年度の取組では、第一中学校、第三中学校、第四中学校にマンホールトイレを各10基整備されました。本当に有事のときにマンホールトイレを誰が組み立てるのか、改めてお聞かせください。

以上で、終わります。

○野口博委員長 真鍋課長。

○真鍋総務課長 一番目の総務課に係る後援名義についてでございます。

委員がおっしゃるとおり、令和5年度から市民サービス向上の観点でLOGOフォームを使用したオンラインでの申請を可能にしております。

件数について、令和5年度は下半期からのスタートとなりましたので3件ございました。参考にはなりますけれども、令和6年度ではもう既に11件の申請がLOGOフォームで行われております。

今後も申請者に対しましては、LOGOフォームの利用もできることを案内いたしまして利用拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号2番、FM推進事業の中で施設マネジメント研修についてでございます。

目的といたしましては、施設を適正に維持管理していくための研修になります。

内容ですけれども、施設所管課を対象に、点検の手法や留意点などを講義形式で説明しまして、その後、実地研修といたしまして実際に施設の屋上とか外壁を確認しながら劣化の具合を確認してもらうものでございます。

また、施設情報を蓄積しておりますFMポータルサイトに施設点検の結果や修繕

の内容を追加登録していくため、FMポータルサイトの操作説明も行っておりました。これらを通じて施設所管課による施設マネジメントにつなげていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号3番の犯罪被害者等支援事業に関する御質問に御答弁申し上げます。

犯罪被害者等への支援に関わります令和5年度の取組につきましては、防災危機管理課内に相談窓口を設けておまして、犯罪被害者等支援員が電話や面接にて個別相談に応じているところでございます。

相談内容の内訳でございます。傷害に関する被害が2件、それから住民票の閲覧制限の延長に関する相談が3件、それから支援対象期間外の事件に関する支援の問合せが1件ございました。計6件となっております。おっしゃっていますように、支援につながったのは2件でございます。

周知の取組についてでございます。市のホームページに掲載しているのはもちろんでございますが、パンフレットを摂津警察署にも配架していただいておりますし、防災危機管理課の窓口にも配架しております。また、市民課に対しても配架していただいております。特に転入者のセットの中にこちらのパンフレットを入れるようにしております。

犯罪者被害者週間に向けては、先ほど委員も御質問の中でおっしゃいましたように、JR千里丘駅で摂津警察署と連携しながら啓発キャンペーンの取組を行っております。

それから、広告付の窓口案内システムで支援制度の周知をさせていただきました

りとか、令和5年11月発行の広報紙で制度の周知をしております。それに付け加えて、本年度からでございますけれども、先日、摂津市の公式LINEで、犯罪被害者等支援事業につきまして情報発信をさせていただいたところでございます。

以上です。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 4番目のシェアサイクルについて、令和5年度の検討、周知も含めての質問に御答弁させていただきます。

令和5年度の周知につきましては、4月の桜まつりにてシェアサイクル自転車の展示、それとチラシの配布を行っております。5月以降は大阪モノレールの車両内の中吊り広告にシェアサイクルポスターを掲示して周知に努めております。

取組としましては、比較的密度の低い鳥飼地域を中心にポートの整備設置を進めており、令和5年度は、UR鳥飼野々二丁目団地とルッツ南摂津の2か所にポートを増設させていただいております。

今年度におきましても随時、8月以降4か所の公園に増設するなど多様な手段を講じて利便性を向上させていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号7番、街路灯修繕事業につきまして、点検業務委託の中身のお問いであったと思います。

この委託料に関しましては、事務報告書254ページに記載のとおりでございます。市内の道路照明灯50基を対象として点検を実施してまいったところでございます。

主に鳥飼地域の照明灯で、点検内容といたしましては、国の点検要領に基づきまし

て、知識経験を有する点検員により、高所作業車やはしごを使って、柱の上に灯具が乗っていたり電柱に共架されている場合もございますが、近接目視による調査点検を行っております。

また、照明柱の地面に近い箇所につきましては、さび等の劣化具合を非破壊検査と申しまして鋼材の肉厚でございますが、そちらの調査確認も実施しております。特に肉厚が減少している場合、地面を掘削しまして、柱の不具合を目視で確認することと併せて非破壊検査での確認も実施しております。

令和5年度の点検結果につきましては、緊急修繕が必要な箇所はゼロ件となっております。ただ、さび等の腐食があったりする場合については、今後、修繕料を用いまして、防食処理ないしは塗装などの予定をしております。

点検委託のほかに令和5年度を取組といたしましては、照明灯が市内に1,078基ございます。その全基数を対象にいたしまして、職員による夜間時の点灯有無の確認を毎年10月頃に1回実施をさせていただきます。2名で1班体制を3班体制で、徒歩や車両による外観目視の点検を行っております。

今後とも街路灯の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 8番目の交通安全対策事業、通学路安全対策の令和5年度6か所の中身について、それと令和6年度で何件残っているかの御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度で実施した箇所を述べさせていただきます。まず一つ目、小学校区で

順次説明させていただきます。

まず一つ目が摂津小学校区内、これは三島1号線、場所については摂津小学校の裏門の辺りになりますが、その道路敷きのところで側溝の改修、それと区画線あと最終的な舗装の復旧をさせていただきます。区画線はグリーンベルトです。

それから2点目は味舌小学校でありまして、これも路線名としましては三島21号線、味舌小学校の西側の道路でございます。こちらにつきましてもグリーンベルトを表示させていただきます。

3点目は別府小学校区内、別府2号線という路線名でございますが、通学路のグリーンベルトを表示させていただきます。

次に4点目でございますが、鳥飼西小学校のスポーツ広場の南側の東西に走る路線です。鳥飼西22号線となっております。こちらもグリーンベルトの表示をさせていただきます。

あと、5、6、7と全部で7か所やっている状況でございます。5、6、7につきましては、千里丘小学校区内となり、一つは千里丘40号線で、道路横断に当たりますのグリーンベルトの表示です。

それから6点目の部分につきましては、千里丘29号線と千里丘47号線で、これも同じくグリーンベルトでございます。

最後は、千里丘2号線となりまして、市場池の南側の道路の部分でございます。道路附属物としてポストコーンを立てて、狭窄をつくっての安全対策をさせていただきます。

あと、令和6年度で何件残っているかというお問い合わせでございます。現時点での認識としては全て対策が終了したところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 10番目の水位計設置に関します御質問にお答えいたします。

令和2年度から順次水位計の設置を進めてきて、令和5年度は委員がお示しのとおり鳥飼南水路ゲート1、鳥飼水路ゲート2、黒前水路取水施設の3か所に水位計を設置しまして、これと併せまして鳥飼南水路ゲートの1と2につきましては、遠隔監視を可能とするための必要な機器の設置も行っております。

この水位計につきましては、水位情報をホームページで公開することを令和6年度の実組として進めておりまして、令和6年度中にはそのシステムを構築して来年度から運用できる見込みでございます。

次に、11番目の花いっぱい活動団体についての御質問でございます。

46団体になったことについてです。こちらは、市でも花と木の実践養成教室を開催しておりまして、こういった活動からボランティア活動につなげていただく狙いもございます。緑化推進連絡会でも寄せ植えだとかそういったイベントを開催していただいてまして、そうした緑と触れ合う機会を設けることで団体の増にもつながっていると考えております。

次に、12番目のボランティア交流会についてでございます。

こちらにつきましては、令和6年3月18日と19日に鶴野苗圃におきまして、花壇活動の案内や紹介を兼ねたワークショップを開催しております。

その内容としましては、花壇活動のパネルの展示ですとかガーデンウェルカムボードづくりや土のリサイクル、こういった

ワークショップを開催しまして、100名を超える参加がございました。

次に、13番目の摂津フォトコンテストについてでございますが、こちらは令和5年度の実組として、令和6年度は実施しておりません。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号14番、マンホールトイレに関するお問い合わせいたします。

現在、マンホールトイレを順次整備させていただいております。そのトイレの備品がどこに保管されており、実際に誰がどのように開設するかについてのマニュアル化は今のところできておりません。その辺のことをきっちりと決めていないと実際に宝の持ち腐れになっていけませんので、本年になってからですけれども、現地でマンホールトイレの組立ての訓練を防災危機管理課内で納入の業者をお呼びさせていただきながらやってみました。しかしながら、実際に見るのとやるのとは大違いでございます。試しに1基つくってみましたけれども、二、三時間かかりました。

そのような状況がありますので、マニュアル化していくことは大事だと認識はしております。

現在、避難所運営マニュアルを順次作成しておりますけれども、マンホールトイレのある避難所を対象としたマニュアルについては今、作成しておりません。マンホールトイレが整備されている避難所のマニュアルについては、マンホールトイレの開設、運用に係るノウハウやその役割を当然ながら規定していかなければならないと考えておるところでございます。

○野口博委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

1点目の摂津市の後援名義使用承認の申請につきまして、課長から令和5年は3件で、令和6年度はもう既に11件ということで、L o G oフォームを通して申請があったと御答弁いただきました。

情報政策課になるとと思いますが、全庁的なL o G oフォームの使用に関してお聞きします。普及の取組についてお聞かせください。

2番目でございます。

F M推進事業について課長から詳しく御答弁をいただきました。一つは屋上であったり外壁であったり現場に行って研修を実施したとのことでありです。もう一つは、ドローンを活用した点検は本当に有効だと思いますが、実際どんなメリットがあったかこの際お聞かせください。

3番目であります。

犯罪被害者等支援事業の中でこれも課長から詳しく取組、周知方法についても御答弁いただきました。一方で、令和5年度にひよっとしたら様々検討していただいているかもしれないですけども、今、社会的に問題になっております闇バイトについてです。

大阪府警は、各高校へ行って出前講座をされており。令和5年度に考えられたかは分かりませんが、闇バイトについて、摂津市の中学生であったり高校生であったり、大学もあるわけですから、そういった形で警察と連携して周知して、闇バイトに引っかからないため、してしまわないための考えをお聞かせください。

4番目であります。

シェアサイクルの分で、部長から詳しく御答弁いただきました。

様々取り組んでいただいていると思

ます。一つ感じましたのは、例えば阪急正雀駅の近くでシェアサイクルを探してみますと、十三高槻線のほうへ行った正雀川沿いにはあるんですけども、駅前にはシェアサイクルがありません。駅を降りたところ、例えばですけども、エレベーターがあるほうから降りて、横断歩道を渡ったらマンションが今ありまして、もう既に拡幅工事ができております。3メートル以上あって、歩道がありますけども、そこにシェアサイクルを駅前ということで設置いただければ、なお、利用率が上がってくるのではないかと思います。令和5年度と令和6年度で1,000台、当初から増えていますので、さらに工夫をしていただきますよう、要望とさせていただきます。

7番目、街路灯修繕事業につきまして、副理事から詳しく御説明いただきました。

私もこういう仕事をしておりますので、地域を回っておりますと道路管理課が管理している街路灯が切れてたり、市民の方から御要望をいただいたり、自分で見つける場合もあります。例に出しますと一津屋地域、一津屋第二団地と第一団地の間の水路のところの危ない交差点、見通しが悪くて止まれの標示がある交差点です。街路灯が切れていまして、地域の方からも多くのお声をいただいて、市役所の道路管理課へ伝えまして、換えるまで結構な日数がかかりました。しかし、LEDの街路灯に換えていただいですごく周りが明るくなって、皆さんに喜んでいただいておりますが、依頼して1か月以内には交換していただけないかと思いましたが、もう一つは、阪急電車の下山田川の横、ガードになっているところ。それはLEDではないのですが、三つ照明がついていまして、その真ん中が切れて換えていただきました。今、一

番左が切れてまして、それは修繕対応中というラミネートを貼っていただいているのですが、この時期になると午後5時でも暗くなります。そこは味舌小学校の子供たちが帰るところです。作業としては高所作業車で一気に換えてもらったほうが予算はかからないと思うのですが、周りが本当に暗くて必要なところに関しては、ぜひ早く換えていただきたいと思います。防災危機管理課の防犯灯はそういう単価契約をされているのか分からないですけども、2週間以内ぐらいで換わってたと認識しています。どうか検討していただきますよう、難しいかもしれませんがよろしくお願いたします。これは要望とさせていただきます。

交通安全対策事業については、グリーンベルトを引かせていただきましたということで、全て通学路の安全対策、一旦は終了したとのことであります。今後も地域等々から御要望があるところに関しましては、しっかりとまた子供たちの安全対策、グリーンベルトを引くなりの対応をどうかよろしくお願いたします。要望とさせていただきます。

それから10番目になります。

排水路ポンプ場管理事業の中で、水位計について課長から詳しく御答弁をいただきました。

市民の皆さんが水路の水位を把握できるよう構築していきますとの御答弁をいただきました。スマートフォンでも見れるようなタイプだと思いますので、どうかよろしくお願いたします。要望としておきます。

11番、12番、13番、花いっぱい活動の三つとも御答弁いただきました。

一気に要望とさせていただきますけども、摂津市は14.87平方キロメートル

とコンパクトなまちで、森山前市長がおっしゃっていましたが、山も谷もなく、海もちろんありませんけど、川がたくさんあって道路の交差点付近で推進委員の方が花の活動をしていただいているのは本当にありがたいと思っています。令和5年度は2団体も増えましたし、あっちこっちで花の活動をしていただいていると思います。

少し残念なのがフォトコンテストで、令和6年度はなかったということです。令和5年度に受賞された特別賞の平和公園の写真が、すばらしかったと記憶に残っています。今回、質問させてもらったのは、また復活していただきたいくて、花いっぱい活動を摂津市がやっていますと全国に発信することは非常に大事やと思いますので、どうかよろしくお願したいと思います。

最後、防災対策事業でマンホールトイレの件について、課長から御答弁をいただきました。どうかマニュアルづくりからになりますけども、よろしくお願いたします。組立てに二、三時間かかったということで、慣れたらもっと早くなると思いますが、よろしくお願いたします。

もう一点だけ、この際に聞かせていただきたいと思います。令和5年度の行政経営戦略の進捗状況のところに書かれていたのですが、全避難所に女性職員を1名以上配置する体制についてです。女性の視点は避難所で大事なことやと思ったのですが、病気になられたり、急な出勤ですから行けないときもあるので、職員の方しかこれは対応が厳しいと思っています。会計年度任用職員の方等は厳しいと思っていますが、もう少し女性の方の配置を進めていかなあかんと思います。その考えだけお聞かせください。

○野口博委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 質問番号1番についてでございます。

LOGOフォームの全庁的な利用拡大に向けての取組につきましては、今年度の上半期にパソコンを実際に動かしながら基本的な操作方法を学ぶハンズオン研修を3回実施し、約60名の職員が参加をしております。この研修は、LOGOフォームを使ったことのない職員やより使い方を学びたい職員を対象に行っております。今年度の下半期も利用人数の拡大に向け同様の研修を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号2番の2回目の御質問にお答えいたします。

ドローンによる施設点検で、目視では確認が難しい箇所の点検に非常に優れていると認識しております。今年度、2施設の屋上などの点検に活用いたしましたけれども、劣化の具合を判定するのに映像でかなり鮮明に確認できますので、非常に有効であると分かりました。今後も必要に応じてドローンによる点検を実施しまして、点検の精度を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号3番の犯罪被害者等支援事業に係る2回目の御質問です。闇バイトのお話でございます。

犯罪被害者等へ支給する見舞金ですけれども、そちらは犯罪行為を受けたことによりましてお亡くなりになった場合または傷害を受けた場合、全治1か月以上の傷害に限りますが、そちらが対象となりますことから詐欺事件の被害者から相談を受

ける事例は防災危機管理課ではございません。例えばサービスの購入であるとか物品の購入に係る詐欺事件の相談については、産業振興課で所管しております消費生活相談ルームの相談で受けることになるかと思っております。

ただ、副委員長がおっしゃいますように被害者側だけの話ではございませんで、最近では若年層がSNS等で闇バイトの情報だとは知らずに情報を取得して、それから主犯格の人間に免許証等の個人情報を安易に提供してしまったばかりに後には引けず犯罪に加担せざるを得なくなってしまうケースが散見されておるのは御承知のとおりでございます。

市民が加害者側として巻き込まれない対策も併せて必要なことは間違いございません。そういった状況に対しまして摂津警察署をはじめとして防犯協会、職域防犯協会といった関係機関とも連携しながら、あらゆる犯罪の防止に努めてまいりたいと考えております。

質問番号14番、避難所の女性職員の配置のお話でございます。

避難所への緊急防災推進員の配置につきましては、原則として各避難所に女性職員も配置することといたしております。しかし、生活上の諸事情でございましたり、はたまた幼い子の子育て中であつたり、あと妊娠中であつたり、様々な事情を考慮する必要がある中で、全避難所に女性職員を配置するのは困難を極めております。もとより配置できていない避難所もそういった事情を踏まえてある中で配置している女性職員が例えば、病気休暇を取得した際などにもその補充を現在女性でもって当てることができない状況でございます。

○野口博委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

1点目のL o G oフォームの使用について課長から御答弁いただきました。

非常に便利な市民サービスの向上のツールだと思います。どうか各課と連携を取っていただきまして、普及していただきませう、よろしくお願ひします。要望とさせていただきます。

2点目のFM推進事業の中で、ドローンの活用についてはすごく効果があるということで課長から御答弁をいただきました。ありがとうございます。

防災危機管理課では、災害時におけるドローンを活用した被災状況調査や被災者捜索等の実施のため、ドローンの業者と連携を取られたと思います。

平時から災害がないときも摂津市と連携を取れるようにどうかよろしくお願ひします。要望とさせていただきます。

闇バイトの周知につきまして、課長から御答弁いただきました。中学からでも早くないと思います。こういうことに気をつけるということを何かの機会に市を上げて周知いただきますようによろしくお願ひします。要望とさせていただきます。

最後、防災対策事業の中で女性職員の全避難所への配置につきまして、ハードルが高い問題だと思います。いろいろ工夫をしていただきまして取り組んでいただきませう、よろしくお願ひします。女性の目線は避難所で生きてくるとお願ひしますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○野口博委員長 南野委員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○野口博委員長 再開します。

引き続き認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

平井市長公室長。

○平井市長公室長 認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室が所管しております事項につきまして、決算書の事項別明細書の目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書の40ページから42ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、鳥飼地区における都市安全確保拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金、女性問題相談に係る女性支援推進等事業費補助金でございます。

44ページ、目2民生費国庫補助金は、物価高騰支援給付金事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

48ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、人権相談等に係る総合相談事業交付金でございます。

54ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、人権啓発活動事業全般に係る人権啓発活動委託金でございます。

56ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、広報課におけるふるさと応援寄附金に係る一般寄附金、政策推進課における地方創生応援税制企業版ふるさと納税に係る指定寄附金でございます。

60ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、広報課における広報紙広告掲載料、ホームページ広告掲載料、人事課における派遣職員給与等負担金、退職手当上下水道事業会計負担金、人権女性政策課に

おけるパープル・オレンジリボン運動啓発  
バッジ売却収入などでございます。

続いて歳出でございますが、一般会計全  
体に係ります人件費関係の決算についま  
しては、恐れ入りますが決算概要の24ペ  
ージの給与費決算額調に記載いたしてお  
ります。

令和5年度に支出いたしました給与費  
の総額は63億2,817万441円で、  
前年度に比べ0.2%、1,268万1,  
171円の増額となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬が  
10億5,746万978円、給料が22  
億5,716万3,328円、職員手当等  
が19億9,161万5,903円、共済  
費が10億2,193万232円の執行と  
なっております。

給料では、前年度に比べ2.3%、5,  
164万9,380円の増額となっており、  
これは令和5年人事院勧告により一般職  
の職員の月例給が引き上げられたことが  
主な要因でございます。

職員手当等では前年度に比べ5.8%、  
1億2,189万1,693円の減額とな  
っており、これは令和5年人事院勧告によ  
り期末手当及び勤勉手当の支給月数が合  
計で0.1月分増加したことによる増額と  
なりましたが、定年延長に伴い令和5年度  
の退職職員数が減少したことにより退職  
手当が大きく減額となったことが主な要  
因でございます。

次に、歳出の主な内容を、一般会計歳入  
歳出決算書によりご説明申し上げます。

まず、総務費についてご説明いたします。

決算書の76ページから82ページ、款  
2総務費、項1総務管理費、目1一般管理  
費は、市長公室全般の事務執行に係る経費  
のほか、公務災害補償等認定委員会開催に

係る委員報酬、秘書派遣、採用及び昇任試  
験問題の作成、職員健康診断、各種職員研  
修等に係る委託料、職員厚生会に対する補  
助金、全国市長会や各種職員研修等の負担  
金などでございます。

82ページから84ページ、目2文書広  
報費は、広報せつつの発行及び配布等に係  
る経費のほか、ホームページの保守に係る  
委託料、シティプロモーションの推進に資  
するふるさと応援寄附金の事務に係る委  
託料や、大阪銘木イベントの実施に係る補  
助金などでございます。

86ページから88ページ、目5企画費  
は、政策推進課の事務執行に係る経費のほ  
か、鳥飼まちづくりグランドデザインの推  
進や、河川防災ステーション等整備促進に  
係る経費でございます。

90ページから92ページ、目11人権  
政策費は、人間尊重のまちづくり審議会開  
催に係る経費などでございます。

92ページから94ページ、目12男女  
共同参画費は、男女共同参画センター運営  
に係る経費のほか、男女共同参画推進審議  
会開催に係る経費、各種講座に係る経費、  
女性問題相談事業に係る委託料などでご  
ざいます。

続きまして、民生費について御説明いた  
します。

決算書の124ページから126ペー  
ジ、款3民生費、項1社会福祉費、目7物  
価高騰支援給付金事業費は、物価高騰支援  
給付金事業に係る事業費及び事務費でご  
ざいます。

最後に、234ページ、(4)出資によ  
る権利でございます。

一般財団法人アジア太平洋人権情報セ  
ンター出捐金については、各団体からの出  
捐金で構成される基本財産の一部が取り

崩されたため、本市の権利につきましても当該出捐割合に応じ7万7,791円の減額となったものでございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、溝口総合行政委員会事務局長。

○溝口総合行政委員会事務局長 認定第1号、令和5年度、摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局が所管しております事項につきまして、決算書の目を追って補足説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

46ページ、款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金は、在外選挙人名簿登録事務委託金でございます。

次に、54ページ、款16府支出金、項3委託金、目1総務費委託金は、府知事及び府議会議員選挙費委託金でございます。

続きまして、66ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、大阪府公平委員会連合会の事務で発生いたしました弔電代に伴う私用電話使用料でございます。

次に、歳出でございます。

88ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

目8固定資産評価審査委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

続いて、104ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

続いて、106ページ、目2府知事及び府議会議員選挙費は、令和5年4月9日執行の府知事及び府議会議員選挙の執行経費でございます。

主なものといたしましては、投票立会人等の報酬、従事職員等の人件費及び期日前投票事務に係る労働者派遣等選挙業務の委託料などでございます。

最後に、108ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、松田消防長。

○松田消防長 認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書38ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料並びに保安3法設置許可等及び検査手数料などでございます。

44ページ、款15国庫主支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金は、消防団設備整備費補助金でございます。

52ページ、款16府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金並びに権限移譲交付金でございます。

56ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、高規格救急自動車の購入を目的とした市内事業所からの指定寄附金でございます。

66ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金などでございます。

次に、歳出でございますが、決算書180ページから186ページ、款8消防費、

項1 消防費、目1 常備消防費は、消防救急救助等常備消防の活動に係る経費でございます。

主なものでは、182ページ、需用費は、消防車両、消防庁舎の修繕、施設の維持管理経費等でございます。

184ページ、役務費は、通信運搬費、災害現場で使用する資機材の検査手数料、車両の保険料などの経費でございます。

委託料は、消防庁舎設備に係る保守管理及び清掃委託のほか、大型消防車両の免許取得教習などに係る経費でございます。

186ページ、備品購入費は、災害現場で使用いたします化学防護服、救命ボート、半自動体外式除細動器、空気呼吸器及び高圧空気容器の購入に係る消防器具費等でございます。

また、繰越明許費として、高規格救急自動車の購入費用を翌年度に繰り越しております。

負担金補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、消火栓等整備費負担金、消防学校入校負担金、救急救命士研修負担金のほか、指令センター共同運用等に係る負担金などがございます。

同じく186ページ、目2 非常備消防費は、消防団の運営及び活動に係る経費でございます。

主なものでは、報酬は、消防団員の年間報酬及び災害出動や訓練等の出動報酬でございます。

188ページ、報償費は、20名の消防団員の退職報償金等でございます。

需用費は、消防団活動に係る装備品、被服のほか、消防団車両の維持修繕等の経費でございます。

備品購入費は、市第一分団のポンプ車更新にかかる機械器具費、消防団用無線機の

購入費でございます。

負担金、補助及び交付金は、消防施設整備費補助金、大阪市町村消防財団負担金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金等でございます。

以上、消防本部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 1番目、人事課、人件費事業の地域手当です。

地域手当について、摂津市は令和7年度に10%、最終的に12%とされるように人事院から勧告が出ております。まずは令和5年度の取組についてお聞かせください。

続いて、2番目、決算概要42ページ、階層別能力開発事業です。

まず、職場におけるハラスメント防止について令和5年度の取組内容をお教えください。

3番目です、決算概要42ページ、労働安全衛生事業です。

この中で、行政経営戦略の報告を見ておりますと、精神及び行動の障害による30日以上 の病休取得者の割合が3.98%と、令和4年度よりも悪化している状態です。その要因についてお聞かせください。

続いて、4番目です、決算概要42ページ、階層別能力開発事業です。

職員における女性活躍推進ですが、課長級以上、それから、係長級以上の女性職員の割合についてお聞かせください。

5番目、44ページ、人件費事業です。これも毎年聞いていると思いますが、まずは時間外の平均と、時間外勤務時間数の一月当たりの平均と年間1,000時間を

超えた職員の数をお教えてください。

続いて、6番目、広報課です。

決算概要48ページ、シティプロモーションです。

まずはLINEの登録者が約3万1,000人、これに比べてインスタの登録者数が2,400人で、その要因についてどう考えるかをお教えてください。

続いて、決算概要48ページ、ふるさと納税です。

令和5年度に795万円の支出がありますが、この内訳について教えてください。

続きまして、今度は政策推進課です。

事務報告書20ページ、令和5年に1回だけ企画調整会議が開かれたと書かれています。この企画調整会議の位置づけについてまずお教えてください。

それから、決算概要52ページ、鳥飼まちづくりランドデザインについてお教えてください。

事務報告書19ページに、5月21日に河川防災ステーションの事業説明会を開いたと書いております。私も参加はしていますが、改めてその内容について、御説明をお願いいたします。

10番目、人権女性政策課です。

決算概要54ページの平和施策です。

事務報告書35ページによると、令和4年度は817筆だったものが令和5年度は305筆、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動、これはウクライナ紛争が続いているにもかかわらず、関心が薄れているのではないかとの懸念がございますので、ここの要因についてお教えてください。

続いて、決算概要54ページ、人権啓発推進事業についてです。

人権なんでも相談が234件あったと

事務報告書に書かれています。

この中で、犯罪被害者の相談があったのかないのか、お答えください。

続いて、56ページ、男女共同参画推進事業です。

これについては、私も幾つかの講座を受講してはいますが、参加人数について非常にばらつきがあるように思います。周知の方法についてお教えてください。

13番目、女性問題相談事業です。

これも毎年聞かせていただいているんですが、事務報告書46ページの相談件数のうち、男性の相談件数がどのくらいあったのかお教えてください。

続きまして、消防本部、決算概要128ページ、人件費についてです。

事務報告書と照らし合わせると、条例定数を満たしていない状態にあります。まずは令和5年度の取組についてお教えてください。

決算概要の130ページ、指令・通信事業です。

行政経営戦略を見ると、北大阪消防指令センターの仮運用が始まったと記載されております。ただし、吹田市に北大阪消防指令センターができることによって、救急車の到着が遅れるのではないかとのデマがSNSで拡散された経緯がございます。このことに対する対応をお教えてください。

16番目、132ページ、救急活動事業です。

出動件数が6,170件、そのうち軽症搬送が68.1%となっています。その分析についてお教えてください。

最後、同じく132ページ、17番目、消防活動事業の消防器具費です。

行政経営戦略にウェアラブルカメラを導入したと書かれています。その活用事

例についてお教えてください。

以上です。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 人事課に係ります5点の質問にお答えいたします。

まず一つ目、地域手当でございます。

地域手当は、これまでも級地区分の高い自治体に囲まれていることで、課題認識を持って要望活動を行ってきました。令和5年度におきましては、令和6年2月7日に森山前市長が上京され、本市と同じ境遇にある自治体の首長とともに合計15市町による地域格差是正に関する要望としまして、総務大臣、人事院事務総長を訪れ、地域手当による地域格差の是正に関する要望行動として共同要望書を提出しております。

当時、総務大臣からは、課題があることは十分に認識している、それを解消すべくしっかりと対応していく旨、人事院事務総長からは、令和5年の人事院勧告で地域手当の大きくくり化を示したように令和6年の人事院勧告に反映する作業を行っているという回答をいただいております。

次に、質問番号2番、ハラスメント防止における令和5年度の取組です。7月に職員アンケートを実施しました結果、直近6年間でセクハラを受けたという回答が31人、そのうち今も続いていると回答した職員が9人という結果でした。

この状況を受け、摂津市セクシュアルハラスメント防止調査プロジェクトチームを立ち上げ、12月にセクシュアルハラスメント防止策の推進に係る報告書を取りまとめております。

昨年度の取組が、職場内での情報伝達・共有ツールをL o G oチャットで統一しております。

また、これLINE等、個人の情報ツールでの被害が見られることで、市が業務用ツールとして導入しているL o G oチャットを職場内での情報伝達・共有ツールとし、人事課から全庁に発信しております。

また、人格権の侵害と評価し得る言動となるセクシュアルハラスメントの加害の事実が認定された場合は原則降任する制度に懲戒処分の指針を改訂しております。

引き続き被害を未然に防ぐ、被害者を守る、行為者に気づかせる、職員全体に抑止力を働かせることを主眼に置いて取り組んでまいります。

質問番号3番、病休取得者が増えている現状についてであります。もちろん全員がそうではありませんが、病気休暇や病気休職の取得における最も多い理由は職場の人間関係でございます。人間関係の基本はコミュニケーションであり、常日頃からコミュニケーションを通じてお互いに情報のやり取りをしています。このやり取りのどこかでつまずくと人間関係がこじれることとなります。

質問番号4番、女性職員についてです。

現業等々を含めた全ての職員における割合ですが、課長級以上の女性職員は7.7%、係長級以上の女性職員は16.5%となっております。

質問番号5番、時間外勤務時間数についてですが、全職員の令和5年度における時間外勤務時間数の一月当たりの平均時間は16.0時間となっております。

あと年間1,000時間を超えた職員数ですが、2名となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号6番、市公式L I

NEとInstagramについてお答えいたします。

市公式LINEは情報発信に重きを置いた発信を行っておりまして、Instagramは魅力発信に重きを置いた発信を行っております。

そのような中で、本市では令和3年度に、新型コロナワクチン接種予約にLINEを活用したことによりまして、大変多くの方々に友だち登録をしていただいた経過がございます。

今後、LINEにおきましては関係各課と協議し、発信内容の充実を図ることで、また、Instagramにおきましては、市内・市外の住民との双方向の発信という観点での充実を図ることで、友だち登録者数、フォロワー数を増やしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号7番、ふるさと応援寄附金委託料の内訳についてお答えいたします。

株式会社さとふるへの業務委託料でございまして、内訳は、返礼品代金498万4,016円、手数料224万7,696円、配送料60万8,490円、寄附受領証明書発行料9万8,384円、ワンストップ特例申請業務一括代行サービス料1万6,797円でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 政策推進課に関わります御質問にお答えいたします。

企画調整会議の位置づけでございます。

企画調整会議の設置要綱では、まず目的として、「各部局における主要な施策及び事務事業等の推進、調整を図り、円滑かつ適正な行政運営に資するため設置する」となっております。

それと、会議の内容ですが、第2条におきまして、「施策及び事務事業の推進、調整に関する事」、「指針、方針、庁内ルール等に関する事」、「行政課題及び新規取組に関わる協議等に関する事」、これらの事項について協議、調整するとなっております。

メンバーにつきましては、庶務担当課長が委員になっております。

位置づけとしましては、部局横断的に意思形成を図る会議体の一つでございます。

以上です。

○野口博委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 9番目、防災ステーション説明会の内容についての御質問にお答えいたします。

令和5年5月21日にゆうゆうホール鳥飼西におきまして、国と合同で地元住民を対象とした鳥飼地区河川防災ステーションに関わる事業説明会を開催しております。

この事業説明会において、国からは令和4年度に実施した測量や地質調査、河川防災ステーションの設計について報告されております。

市からは、鳥飼まちづくりランドデザインの実現に向けた防災ステーション、水防センターを含む地域となる居住性向上エリア2Aエリアの令和5年度の取組について説明させていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 人権女性政策課に関わります4点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号10番目、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動についてでございます。

核兵器禁止条約の早期締結を求める署名につきましては、毎年7月から8月に、平和月間中に各公共施設に署名コーナーを設けております。また、同じ期間にイベントの参加と合わせて市民へ署名協力を求めているところでございます。

また、世界人権宣言摂津連絡会議に加盟する団体の会員に向けて署名活動を依頼しております。こちらの加盟団体からいただく数やイベント参加者数が毎年異なることから、年度により署名数が変動するものでございます。

さらに、こちらの署名につきましては書面だけでなく、オンラインによる署名を実施しておりますが、提示した二次元コード等からですと、摂津市を介さず直接平和首長会議に署名が到達するため、筆数を把握することができません。

このようなことから、今年度から摂津市独自の署名フォームを設けまして、そちらに署名をいただくように工夫を行っているところでございます。

続きまして11番目の人権なんでも相談において、犯罪被害者の相談があるかについてです。こちらにつきましては、人権なんでも相談は平成17年に開始して以来、延べ1,890件の相談に上っております。

内容は多岐にわたりますが、御質問にあります犯罪被害者によるものは、特にこれまではございませんでした。

続きまして、質問番号12番、男女共同参画センターの講座の周知についてお答えいたします。

まず、周知方法といたしましては、市やセンターのホームページ、そして広報紙、センター発行の月間の講座案内、セミナーガイド、そして、各講座の案内チラシによ

りお知らせしております。

セミナーガイドや各講座のチラシにつきましては、公共施設への配架をはじめ、千里丘駅の広報掲示板への掲示、他課のイベントでの配布により周知を行っております。

続きまして、男性相談の件数についての御質問にお答えいたします。

人権女性政策課では、生き方や働き方、人間関係などの様々な悩みを持つ男性のための相談としまして毎月第4水曜日の、午後1時から午後4時まで男性電話相談の日と定めて相談を実施しております。

令和5年度につきましては24件の御相談を受け付けました。

また、人権なんでも相談のうち、男性からの御相談相談は15件、その他、本庁で受け付けた相談84件のうち約30%が男性からの相談となっております。

全体的に見ますとどの相談窓口においても共通して言えるのは、女性相談と比べると男性からの相談は圧倒的に少ない状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 14番目の質問にお答えいたします。

本市消防職員の条例定数は103名、実員は99名となっております。

毎年度、条例定数を満たすよう不足人員分の採用試験を上半期に実施し、下半期に入庁させ、大阪府立消防学校におきまして半年間の研修を受講させ、修業させています。

次年度に条例定数を満たすよう取り組んでおりますが、近年では20代から30代の比較的若い職員の早期退職があり、条例定数を満たせていない状況でございま

す。

消防団員の条例定数は440名、実員は388名となっております。全国的にも、また、本市におきましても団員数は減少傾向でございます。

令和3年度からの取組をしておりますホームページでの公募をきっかけに、令和5年度にはSNSを活用した公募を行っております。SNSを活用した公募の取組により、消防団員に興味をお持ちいただき、問合せが増えてきているところでございます。

これからも定期的にSNS等を活用し、広く消防団員を募集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 15番目、5市共同運用に変わったことで到着時間が延長するのではないかという不安への対応についてお答えいたします。

まず、単刀直入にお答えしますと、基本的には以前と何ら変わりありません。

摂津市内からの119番通報は5市で共同運用する北大阪消防指令センターにつながり、以前と同じように摂津市内の消防署、出張所から消防車や救急車が出動いたします。そのため、現場到着までの時間は変わりません。

加えて申し上げますと、携帯電話の通報で居場所が分からないときなど、以前であれば、指令員の力量によりまして出動場所の確定がかなり大きく左右されてしまうという問題がございました。北大阪消防指令センターでは、グーグルのストリートビューを連携させることで付近の様子が把握できるようになりました。また、ライブ119という映像通報システムによりま

して通報者の目線で周囲の状況が把握できるために出動場所の決定に要する時間が総合的には短縮されていると考えます。

また、不慣れな指令員につきましては、これらのデジタル機器の活用によるバックアップに加えまして、24時間昼夜を問わず、困ったときにはブザーを鳴らすことでほかの指令員に支援要請が可能で、5市の指令員が互いにフォローし合う環境も整っておりますので、ご安心ください。

以上でございます。

○野口博委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 16番の御質問にお答えします。

救急軽症者の搬送割合が増加傾向にある現状の分析についてでございますが、令和5年度の救急出動件数は6,170件で、搬送人員は5,399人、軽症者につきましては3,678人と全体の68.1%となっており、前年度から4.1%増加しております。

全国的にも、軽症者の救急搬送件数は増加傾向にあり、課題となっております。その一因といたしまして、高齢化社会の進展や核家族化による独居高齢者の急病やけが、小児、乳幼児の急病等で相談のできる家族がおらず、救急車を要請するような現状もございます。

消防本部といたしましては、市民や企業に対する救急訓練や消防訓練時に救急車適正利用の啓発活動を行うとともに、広報紙やSNSなどを積極的に活用して、軽症者の救急搬送を抑制し、また、#7119、救急安心センターおおさかのさらなる啓発に努め、本当に必要な人へ救急車の現場到着が遅延なく対応することができるよう、救急車の適正利用を訴えてまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 樋口課長。

○樋口警防第一課長 17番目の質問、ウェアラブルカメラの活用につきましてお答えいたします。

ウェアラブルカメラは、令和5年度から3台導入しております、火災現場や救助現場のほか、責任者となる警備司令が必要と判断した事案を対象に、活動状況を初動の段階から映像で記録するものです。

ウェアラブルカメラの活用につきましては、出動する指揮隊及び救助隊の隊長等のヘルメットにカメラを装着し、火災現場であれば延焼状況や火災の様相など、救助現場であれば事故状況や救出状況などの現場到着時や活動中の状況を記録することで調査の補助資料、活動の振り返り、安全管理等の検証資料、現場経験の少ない若手職員の教育資料として使用するなど、目的に応じ、様々な用途で活用しております。

なお、災害現場で記録した映像につきましては個人情報が含まれているため、通信網から隔絶されたパソコンを使用し、外づけハードディスクにパスワード設定を行い、厳重に管理しております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

2回目の質問に移らせていただきます。

まずは質問番号1番、地域手当についてです。

令和5年度の取組内容については理解いたしました。

ただ、地域手当が上昇することによって課題も予想されます。現在どのような課題意識を持っていて、今後はどのような対応をされていくのか、お聞かせください。

2点目、ハラスメントについてです。

ハラスメントについては、これも令和5

年度の取組内容は理解いたしました、ハラスメントを撲滅するためには継続した取組が必要となっております。現在の課題意識と今後の取組についてお聞かせください。

3番目、病気休暇についてです。

私も会社勤めが長かったものですから、そういった退職原因であったりとか、長期休暇を取る原因が人間関係であると認識しています。これ以上、病休取得者を増やさないための取組について、2回目にお聞かせください。

次に、4番目、女性職員数についてです。

現在、課長級以上の女性職員が7.7%、係長級以上が16.5%という御答弁をいただきましたので、まだまだ少ないと認識しています。まずは女性管理職の育成についての取組状況をお聞かせください。

次に、5番目、人件費事業です。

時間外勤務についてですけれども、このトータルで見ると、一月当たりが16時間で、それほどでもないのかと思います。ただ、この人件費事業のところを見ると、特に、市長公室が所管している人件費について、時間外も使い切っている、休日勤務手当も使い切っている、これはもう職務的にオーバーフローしていると思いますし、非常にまずい状態だと感じています。こうした職員へのフォローについて、産業医面談が必要になる部分が必ず出てくるとは思います、その実施状況をまず2回目でお聞かせください。

次に、6番目、シティプロモーションです。

さらにまずいことに、実は摂津市の公式ユーチューブチャンネルがあるんですが、登録者数が580人です。全体の職員数よりも少ないです。こういう状況はプロモー

ションの観点からしてもあまり好ましく  
ないと思っけていまして、今後どのように展  
開していくのか、お聞かせください。

7番目、ふるさと応援寄附金です。

寄附金ですけど、事務報告書16ページ  
によれば、寄附件数が580件、総額が1、  
814万8,000円と書かれています。  
その中で、返礼品で人気のものがありまし  
たらまずはお教えてください

8番目、政策推進課です。

令和5年度は1回しか開催されていな  
い企画調整会議ですけども、この理由を教  
えてください。

9番目、河川防災ステーションについて  
は上部施設がありきで進んでいるような  
気がするんですけども、この上部施設につ  
いて現在考えられる平時の活用方法をお  
教えてください。

10番目、平和施策については、要望に  
します。

昨日、ロシアがウクライナに対してIC  
BMを発射したのではないかという報道  
が流れました。こういった暴挙に対して、  
我々は徹底して抗議すべきですし、日本国  
としてロシアに対して正式に声を上げる  
ためには禁止条約の早期締結をしっかりと  
結んでいただく必要があるのではない  
かということで、この署名活動は、継続し  
て行っていただくよう要望として  
終わります。

人権啓発推進事業についてです。

犯罪被害者による相談がなかったとい  
うことで安心しました。ただし、こうい  
った相談に対して横の連携はしっかりと機  
密保持しながら今後もやっていただきた  
いと思っています。どんなトラブルが入っ  
てくるのか分からない状況ですので、そこ  
はしっかりとお願いいたします。これも要

望です。

続いて、男女共同参画推進事業です。

ターゲット層への周知方法の考え方  
について、2回目に質問させていただきます。

13番目、女性問題相談事業です。

現状では男女ともにDVの加害者、被害  
者になる、こういう時代がやっけていま  
す。市としての相談体制、方向性について  
お教えてください。

14番目、消防です。

SNSを活用していただいて、徐々に問  
合せが増えているとのこと。現在はき  
つい仕事を敬遠する傾向が若い子に見ら  
れると思います。立派に誇れる職業だとい  
うところ、安全を守っていくというところ  
を強調していただいて、やりがいのある仕  
事として拡散していただければと、これも  
要望にさせていただきます。

指令・通信事業ですけども、北大阪消防  
指令センターです。

先日、私、千里丘交差点で車と自転車の  
衝突事故を目の前で目撃しました。私が実  
際に119番をかけて、北大阪消防指令セ  
ンターにつないでもらいました。場所の特  
定が非常に迅速で、到着もすごく早くて、  
ものの3分ぐらいですぐ来ていただいて  
という状況でした。こうした誤解を招いて  
いる部分、北摂140万人の生命、財産を  
預かる北大阪府消防指令センターに対す  
る、なぜかそういう変なデマが流れてい  
ることに対して不思議に思いますし、これ  
にはしっかりとそんなことはないんだとい  
う声明を出していただきたいとして要望  
で終わらせていただきます。

救急活動事業です。

こちらでも軽症搬送が非常に多いとい  
ことです。少し言い方が悪くなってしまうか  
もしれないんですけども、学校で子供がけ

がをしたと聞いたときに、その状況を見ずに親が救急車を呼んでくれと言って救急車を呼ばれるような例もあるそうです。

私の場合、本当にこれはやばいと思ったので救急車を呼んだのですが、まずは#7119をしっかりと皆さんに浸透させていただく。消防本部の皆さんにとっては当たり前のことでも一般の方にとっては当たり前ではないということを確認していただいて、拡散していただくことをしっかりとやっていただきたい。

これも要望で終わらせていただきます。

17番目、ウェアラブルカメラについてです。

これはたしか予算のときに防水、防じんということでIP67とか、規格のことを説明させていただいた記憶があります。

ウェアラブルカメラについては、貴重な資料として教育に使っていただくとともに、事故防止の観点からもしっかり、こういった皆さんの危険を伴う任務でもありますから、事故防止の観点からも教育資料としてしっかりと使っていただきたいということで要望とします。

以上です。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 人事課に係ります5点の御質問にお答えいたします。

質問番号1番、地域手当でございます。

地域手当は全ての職員に関係する手当ですので、級地区分の高い自治体に囲まれていることが解消されたということは本市の念願でありますし、とてもよかったと考えております。

ただ、当然ながら6%が最終的に12%となることから人件費は増加いたします。まだ詳細な試算は出しておりませんが、全ての会計を合わせますと10%で

おおむね2億円を超え、12%では、おおむね3億円を超えてくると思われま

す。これに対し財政課からは、毎年、人事院勧告の対応として地方交付税が充てられる旨の通知が国から来ていると確認しておりますが、どれほどの金額となるのかは不明とも聞いています。

歳入以外に、歳出面で人件費を抑えるためにも、デジタル人材の育成やAIの活用、そもそもの職員のスキルアップ、より安価なアウトソーシング等々の人材育成や、業務効率化を行い、職員の業務量を減らす。ひいては、働き方改革をしながら、職員数は少なくとも現状維持に抑えていかないといけないとも感じております。

いずれにいたしましても、歳出全体における人件費率は増えることが見込まれることから、こうした取組を併せて行ってまいります。

質問番号2番、ハラスメントの防止の取組についてでございます。

課題意識についてですが、コロナ禍以降、職場外での交流が少ないにもかかわらず、セクハラの問題が増加した主な理由は二つあると考えております。

第1に、自らの行為がセクハラであり、行為が決して許される行為ではないという認識ができていないこと、二つ目に、より手軽に、表面化しにくいSNSを利用していることです。こうしたことは、これまで実施してきた研修、啓発、対策が必ずしも十分ではなかったと言えることから大きな課題となります。

これらの課題を解決するためには、全ての職員がハラスメントとなり得る行為の正しい知識を持って行動ができる研修、啓発、また信頼される相談体制の整備を含めた対応を行うことが必要と考えています。

今年度につきまして、既にハラスメント防止研修を管理職に対して実施しており、職位を順に下げて研修を行うことでハラスメント防止の組織体制を根づかせてまいります。

今後、ポスターでの掲示、相談窓口の再周知を行いまして、ハラスメントをなくす対策としての防止、それでも起きてしまった場合の相談、対応について取組を進めてまいります。

質問番号3番、病気休職者を増やさないための取組についてです。職員カウンセリング制度を導入しておりまして、悩んだり、つらい気持ちのときに、自分の気持ちがよく分からなくなったり、どうすればいいのか迷ってしまうことがあります。カウンセラーと話すことを通じて気持ちや考え方を整理して、自分自身の力で立ち直ってコミュニケーションを図るきっかけをつくるサポートを行っております。

ただ、周知が足りていないと感じるところもあり、近々ポスターの掲示を行いますが、あまり大々的に周知するのではなくて、悩んだときにこっそりと見られるような場所に掲示をしようと考えております。

そのほかメンタルヘルス研修としてライン職、一般職を対象に研修を実施しております。

質問番号4番、女性管理職の育成についてです。令和5年度に働き方改革のアンケートを実施しました結果、管理職を目指す女性の割合が高くないという結果は出ております。

現状、ジェンダーに関する意識変容など、社会環境、価値観の多様性など、大きく変化しております。当然、女性の意識変容も必要ですが、それと同時に、女性が管理職になることを望まない原因を理解する必

要があります。それがまだ男性中心の組織風土なのか、育児とキャリアアップを両立できる環境の整備なのか、あるいは男性の家事、育児への意識の課題なのかなど要因を考えますと、意識変容の前に、まずは自分自身の傾向を知ることを目的として、女性だけではなく男性も含めて係長級を対象とした働きやすい職場づくり研修を実施しております。これにより、多少なりとも受講者の男女間での働き方やワークライフバランスのための制度理解へのずれの統一を図れたのかと考えております。

質問番号5番、産業医面談についてです。

産業医面談は、月100時間を超えた時間外勤務時間を行った職員、2か月から6か月の平均で月80時間を超えた時間外勤務時間を行った職員については必須、月80時間を超えた時間外勤務を行った職員には任意で実施しております。

対象者は平均すると一月当たりおおむね5名程度ではありますが、選挙があるときや、災害が発生したときは多くなる傾向がございます。

時期については、毎月、産業医が来庁した際に該当職員の面談を行っております。

なお、産業医からは、健康面での指導をしていただき、産業医からの業務時間等の制限などの意見は所属長にお伝えしております。これを受けまして所属長は本人と面談を行う、一定期間どのような業務配分を行うかなどの労務管理をマネジメントいただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号6番、市公式ユーチューブチャンネルについてお答えいたします。

市公式ユーチューブチャンネルは平成

30年8月に開設しまして、「いいとこいいこと せつつ」の掲載でスタートし、健康体操、介護サービス、防災、千里丘駅西地区再開発事業、阪急京都線連続立体交差事業、水道施設、鳥飼まちづくりグランドデザインなど、様々な内容の動画を掲載してまいりました。

今後、本市の魅力づくり、魅力発信を行い、市民の愛着度形成や市外住民の認知度を向上させ、協働人口の増加を目指すというシティプロモーションの観点から、関係各課と協議しましてYouTubeチャンネルの充実を図り、その周知をしてまいりたいと考えております。

次に、質問番号7番、ふるさと応援寄附金の返礼品についてお答えいたします。

人気の高い返礼品は、1番目が冷凍手造り天然海老フライセットで140件、2番目がジューシー水餃子で73件、3番目は愛情いっぱい和豚・もちぶた無塩せきハム詰め合わせで36件となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 企画調整会議の開催数が減った理由でございます。

先ほども御説明しましたように、企画調整会議は、部局横断的に意思形成を図る会議体の一つでございます。ですので議論の中身については意見集約であったり、部局間の調整が必要となることが基本であると認識しております。

ただ、過去の会議の中身を見ておりますと、単なる周知になっているものも多数あったものと考えております。

そこで、令和5年4月に、この要綱を改正しまして、これまで毎月1回行っていたものを、案件が出たときの不定期開催に変えさせていただきました。減った理由とし

てはそういった改正が原因であろうと認識しております。

○野口博委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 9番目、2回目、上部施設における平常時の活用についての御質問にお答えさせていただきます。

河川防災ステーションの上部設備となる水防センターは、災害時については淀川の水位が上昇してきたときには、淀川の水防活動の拠点として活用され、また、広域避難が困難な障害者などの避難行動要支援者の一時的な避難場所として活用することを想定しております。

平常時につきましては、地域のにぎわいや暮らしやすさに資する利用方法について検討しております。水防センターの災害時の機能をどのように平常時のにぎわいに活用できるかなどや、淀川の河川敷と一体活用について住民の皆様とワークショップを実施しながらただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 12番目と13番の2回目の御質問にお答えいたします。

まず男女共同参画センターの講座について、ターゲット層にどう伝えるかですけれども、男女共同参画センターはコミュニティプラザ内に設置されております。日頃から様々な年代の方々が団体等の活動に活用されておられます。また、展示やイベント開催時にはさらに多くの来館者が訪れることから、そのような機会を有効に活用して、来館者へ講座への案内を働きかけているところです。

また、なかなかセンターが何をやっているところかPRできていないという課題

もあります。そういったところで、まずセンターの入り口付近の様態替えをいたしまして、展示ディスプレイのスペースを設けて、そこに季節に合った装飾とともに、まずはセンターに立ち寄りやすい雰囲気づくりに努めております。そちらに関係のあるチラシやポスターを掲示したり、例えば認知症関係のセミナーであったりとかすると、高齢者の方にお声かけをしたりというようなことで、そのテーマに合った来館者を想像し、コミュニケーションを図りながら講座への呼びかけを行い、受講につなげているところです。

また、今年の10月から、市のLINE公式アカウントでセグメント配信が開始されておりますことから、イベントの情報を希望されている方の登録に対して、周知に努めているところでございます。

次に、DV相談の体制でございます。

本市では女性に対するDVにつきましましては、男女共同参画センター内のウィズセック、女性のための相談室において、専門の女性相談支援員が相談に対応しております。こちらで必要に応じて関係機関と連携を図りながら、また、緊急時においては一時保護という形でそれぞれのケースに合った支援に努めているところです。

一方で、男性相談におきましてはなかなかDV相談が入ってくる状況にはありません。しかし、毎年11月末に発表されます内閣府の男女共同参画局の調査結果によりますと、令和4年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数のうち、男性からのDV相談が2.7%を占めているという報告がされております。そういったことから、本市の体制におきましても、男性からの相談は本庁で対応することとなっておりますけれども、まずは相談窓口の

周知であったりとか、男性の場合はなかなか相談しづらい状況もあろうかと思っておりますので、そのような場合には大阪府が設置している外部機関の相談窓口を御紹介するなど、安心して相談できる機会を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

3回目に移らせていただきます。

まず、地域手当について、要望とさせていただきますが、これは結構重たい話だと思っています。ただ皆さんのお給料が上がるからよかったという話ではありません。歳入が減っていく中で、義務的経費で、人件費、公債費、それから扶助費、この三つが増えていくことは、非常に財政運営が厳しくなることを示していると思っています。先ほどの答弁でいくと、最終的に3億円を超えてくるということは、歳入・歳出に占めるうちの2%強が増えてしまうということになります。これは財政が硬直化の原因になっていくと思うので、これに対して、私としてはDXを推し進めていくしかないのかと思っています。最終的には皆さん、優秀な人材を確保していただいて、なおかつその効率化を目指していく体制を取っていただければと思います。

これも要望で終わらせていただきます。

ハラスメントに関してです。

ハラスメントは、私が一昨年に、LINEは全員禁止にしてLOGOチャットにしたらいのではないかと申し上げ、この流れができたと思っています。これに関して、一定の抑止効果はあるんですけど、今度アンダーグラウンドに潜んでしまう可能性があるんで、定期的にアンケートを取っていただく必要があると思います。認知

の件数だけはしっかり洗い出しいただくとともに、なおかつ降格も含めた処分というのは全国的にも珍しい処分の形態でありますので、そこはしっかりと押し進めていく、毅然たる態度でやっていくということをしていただき、ハラスメントの撲滅につなげていただければと思います。要望とさせていただきます。

労働安全衛生事業です。

長期病気休暇です。3.98%というのが、正直言って異常です。例えば、従業員が650人、事業規模が400億円となってきたら立派な大企業です。大企業で病気休暇が4%近くいるとなったら、労働基準監督署が入ることになると思います。これだけのことが起こっているということは、先ほどのハラスメントとか、この後の時間外勤務も全て絡み合っていると思います。コミュニケーションを取りづらい方というものもあると思いますし、望んでいない方もおられるかもしれない。そういったところにはしっかりと本人の意向を聴いて、なおかつ適切な人事に努めていただくように、これも要望とさせていただきます。この状況はまた見ていきたいと思いますので、これが増えないようにどうぞよろしく願いいたします。

女性活躍についてです。

管理職を目指す女性の割合が高くないということです。そこにやりがいとか、そういったものが見いだせない、しかも面倒くさいのではないかみたいな空気感が出ているようで、割に合わないと思ったら多分やらないです。だから避けるという傾向はあると思います。今日の執行部の出席者を見てください。これだけ人数がいて、女性職員は一人しかいないです。議場へ行っても女性は一人しかいないです。これは非

常に問題だと認識しております。

ですので、女性活躍という点でいったら、日本はすごく遅れてしまっている。なぜか男性社会の風土が根づいている。皆さんの奥底に眠っている感情を根底からしっかりと見直していただく必要があります。

OECDの調査によると、ICTの適性はむしろ女性のほうがスコアが高いという結果が出ています。なので、デジタル人材を含めて女性の育成とか、登用とか、しっかりと適性を含めて見ていただくようにして、今後もしっかりと女性活躍できるようにお願いいたします。

続いて、人件費事業です。

大体どこが増えたか分かります。コロナ禍明けで増えた部署はもう如実に分かっています。そういった部署にはしっかりとケアが必要です。人的ケアはデジタルでどうしようもできない部分があります。

時間外が増えることが病気休暇の理由にもなり、女性参画を進められない、非効率な組織になる原因にもなっている。デジタル化を進められるところは進める、女性活躍ができるところは女性活躍を推進するというところで、しっかりと皆さん、意識改革を行っていただくよう要望してこの質問は終わります。

6番目、シティプロモーションです。

SNSの使い方ですけど、まず相互ということをして1回目の答弁で課長はおっしゃっていたと思います。ユーチューブとか、チャンネル登録者数を伸ばす手っ取り早い方法は、コラボレーションです。誰とコラボレーションするか、摂津市出身の有名人なのか、それともほかの方に来ていただいて、摂津市を面白く紹介していただくのか、我々としては越権行為ですから指定はできませんが、そういった視点を持ってい

ただことは非常に重要ですし、そういった手法を研究してください。そうすれば、閲覧数が少なくとも伸びると思います。面白いコンテンツがあれば登録者数は必然的に増えます。まず初心者としてはコラボレーションから入る。少なくとも職員の方は見てください。お願いします。再生回数が100回とか、これは悲しいので、お願いします。

7番目、本来のふるさと応援寄附金は、地元企業の応援だったりします。この考え方だけ聞かせてください。

続いて、8番目、企画調整会議について、開催が減った理由についても分かりました。今回、開催されたその会議の中身について簡単にお聞かせください。

続いて、鳥飼まちづくりです。

これは市長公室長にお聞きします。

上部施設ありきで進んでいます。一般質問でもさせていただきましたが、建設事業費の増加によって、市の経営自体が圧迫されているこの状況で上部施設ありきの議論は非常に難しいのではないかと僕は考えておりますが、費用の捻出の方法があるのであれば教えてください。

次に、12番目、男女共同参画事業です。

僕もいろいろと協力させていただいていますけども、ウィズせつつのつくりとして、入り口にずらっと本棚があって、奥に事務局があって、何をしているところなのかというイメージを持たれている方はすごく多いと思います。ですので、手前にプレゼンテーション、それから本棚でいいと思います。そこで何だろうこれと思わせる仕掛けをつくってください。それから重要なのは、口コミだと思います。11月30日に、ドラマ化されて、今後も人気になるような先生が講演されます。今こんな先見

の明のあるような企画をしていただいているのですから、それは口コミで広めていただくことをやっていただきたいと思います。本当にこれは応援していますのでよろしくお願いします。

13番目、DV女性問題相談事業です。

これに関しては、毎年聞かせていただいております。人権女性政策課ではないですが、別の課のことで、本会議で個人情報が漏れた件が問題になったことがあります。これは秘匿情報として横の連携をしっかりと図ってほしいというのがお願いです。結構アンダーグラウンドに隠れている部分があります。アンダーグラウンドに隠れていて、助けようと思っても、警察に相談しても、実際にこの人が本当にそういった被害を受けているかどうか分からない。なのでそこはしっかり案内していただいて、本人が行動していただかないと明るみに出ない部分がございますので、案内を適切に、そして情報の秘匿を取得すべきというところをお願いいたします。

以上です。

○野口博委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号7番、ふるさと応援寄附金の本来の趣旨についてお答えいたします。

本市のいずれの返礼品も総務省告示の地場産品基準を満たしておりまして、本市の産業の活性化及び魅力発信に資するものでございます。

先ほど申し上げました3品につきましては、地場産品基準のうち、「区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」という基準を満たすものでございます。

今後も関係課との連携を通しまして、本

市の産業の活性化及び魅力発信に資する返礼品を増やし、本市への応援を増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 令和5年度の企画調整会議の内容でございます。

このときは議題として3点ございまして、一つはLINEのセグメント配信に対応する課を選別していかないといけないということがございましたので、ここで詳細を説明したところでございます。

それと、生成AIの積極的な試験利用ということで、この会議の前に1回周知はしているんですけども、試験運用期間が限られている中で利用が伸びなかったため、改めてその内容や活用方法も説明していただいて、再度周知を図ったということでございます。

もう一つは、LOGOフォームの積極的な活用で、行政手続のオンライン化を推進していくことについてです。LOGOフォームの導入は以前から行っておりましたが、高止まりしていた状況でございます。一定の活用事例などでできてきましたので、その辺を詳細説明していただいて、もっと活用できないかを議論したということでございます。それらのことについて、各部局で課長会等がございまして、そこで説明していただくようにいたしました。

以上でございます。

○野口博委員長 平井公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションは国の事業ですけども、水防センターにつきましては、市が建設するものでございます。一定その機能でありますとか、規模でありますとか、予算、そういった面につきましては市で基本的に責任を持って検

討していくものでございます。

鳥飼地域はランドデザインでも記載しておりますが、御存じのとおり自然災害に対するリスクが非常に高い、特に水害に対しては非常にリスクが高くなっております。ランドデザインの中でも大きな視点としましては災害に強いまち、あとは活力あるにぎわい、これを目指してランドデザインが策定された経緯がございまして、現在それに向かっていろんな取組を行っているところでございます。

その1点目の災害に強いまちづくりとして河川防災ステーションは国が鳥飼地域に建設すると決めていただいたので、我々としては非常に心強いと思っております。それが決まってからさらに効果的にするために都市安全確保拠点整備事業を国で新たに設けられましたので、我々もしっかりこれを分析して、都市計画決定を行って、整備事業の対象になったところでございます。

この対象につきましては、具体的には水防センターと、とりかいこども園、この2点の整備に係る補助金に充てられるということで、これらの費用につきましてはそういったところも十分活用できるものと考えております。

ただ、先ほど担当参事から答弁させていただいたとおり、機能につきましては、いろいろ議論しているところです。先ほど委員から御指摘がありましたように、物価高騰でありますとか、刻々と変わっている状況がございまして、財政状況もしっかりと踏まえながら、これからいろいろ細部については議論していきたいと考えております。

それと、加えまして、管理運営方法につきましても、河川防災ステーションと水防センターは一体となった取組でやってい

くべきだと考えているところがございます。そういった意味では地域との協働という視点についても、管理運営の在り方として、そういった視点もしっかりと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 最後は要望で終わります。

7 番目ふるさと納税についてです。

結構食べ物が人気というところもあって、摂津市は割と工業のまちのイメージがありましたけど、エビフライを買いに行こうかと思うぐらいです。本市の魅力発信につなげていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

8 番目です。企画調整会議ですけども、これが一昨年の1 2月議会で、福岡市のDXの事例を一般質問でさせていただいて、そこから一気に進んだという感じがあります。

今年度に入ってチャットボット、セグメント配信をやっていただいたことにすごく感謝しています。業務の連携であったり、意見の集約は部長級ではなくて課長級とか、庶務レベルで調整すべきことかと思えますので、横の連携をしっかりとさせていただくようにお願いします。要望です。

河川防災ステーションです。

たしか八尾市のものは2階建てでした。愛知県清須市は平家で、清須市のほうが活気があったと思います。先日、藤浦委員がすごくクリティカルな質問をされていて、要支援者の避難について、自治会との連携、情報提供の在り方についてすごく難しいという答弁でした。そうであれば、最初はどうしても広域避難しっかりメインにさせていただいて、水防センターとか、河川防災ステーションは、発災時の復帰拠点であ

って、決してここは避難所ではないということ行政としても意識しないといけないです。また、発信していかないといけないと思うので、平常時のにぎわいの拠点とすることをしっかりやっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員の質問が終わりました。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時7分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 藤浦 雅彦